

岩手県多文化共生推進プラン (改訂版)

～わかり合い、高め合い、
ともに築く共生の国いわて～

平成 22 年 2 月 策定
平成 27 年 3 月 改訂

岩 手 県

たぶんかきょうせい
多文化共生とは？

What is a “multicultural society”?

什么是“多文化共生”？

こくせき みんぞくとう
国籍や民族等のちがいににかかわらず、すべてのひとがお互いの
ぶんかてきはけい かんが かつ りかい ちいきしゃかい ささ しゅたい
文化的背景や考え方を理解し、地域社会を支える主体とし
てともに生きることです。

A multicultural society is the concept of a society where people understand each other's cultural backgrounds and perspectives regardless of differences in nationality and ethnicity, and where everyone lives together and supports their local community.

多文化共生是不同国籍和不同民族的人们互相尊重对方的文化背景与思维方式，作为一个地区社会构成的主体实现和谐共生。

【目次】

1 岩手県多文化共生推進プラン改訂の背景等	p 1
(1) プラン策定の目的	
(2) プラン改訂の経緯と趣旨	
(3) プランの位置付け	
(4) プランの特色	
(5) プランの計画期間	
(6) 多文化共生の意義	
2 本県における多文化共生の現状と課題等	p 7
(1) 本県の外国人県民等の現状（在留外国人数の現状）	
(2) 本県における多文化共生をめぐる課題の例	
3 目指す将来像（基本目標）	p 14
(1) 目指す将来像（基本目標）	
(2) 視点	
4 多文化共生に向けての主な施策の方向等	p 16
施策の方向1 言葉の壁の解消	
施策の方向2 安心した暮らしの構築	
施策の方向3 多文化共生の地域づくり	
5 各主体の役割（県民が一体となった多文化共生社会の実現）	p 21
（資料編）	
資料1 多文化共生に関する県民意識調査結果の概要	p 29
資料2 プラン改訂に当たっての意見募集結果	p 39

—本プランにおける外国人県民等とは—

外国籍を持つ県民のほか、日本国籍を取得した県民や国際結婚などによって生まれた外国人の親の文化を背景に持つ子供など、外国にルーツがあり、外国籍の人と同様の課題を持つ県民とします。

1 岩手県多文化共生推進プラン改訂の背景等

(1) プラン策定の目的

- 情報通信技術や高速交通機関の発達などにより、国境を越えた様々な活動が活発化し、グローバルな人の移動が盛んになっています。
- 本県においては、東日本大震災津波の影響で一時的に減少したものの、在留外国人数が増加傾向にあります。県人口が減少傾向にあることから、県人口に占める外国籍を持つ県民や外国にルーツがある日本国籍を持つ県民（以下「外国人県民等」という。）の割合は、今後さらに高まることが予想されます。
また、本県が誘致を進めている大規模研究施設「国際リニアコライダー（ILC：International Linear Collider）（以下「ILC」という。）」が実現すると、多くの外国人が本県に居住することが想定されます。
- 一方、外国人県民等の中には、生活していく中で、言葉や習慣などの違いにより不便を感じている方が少なからず存在し、地域の中に溶け込むことができない場合もあります。また、日本人県民も言葉や習慣、文化などの違いから、外国人県民等と付き合うことのためにめらいを感じている場合があります。
- 「県民一人ひとりが、共に支え合いながらいきいきと働き、安心して暮らし、楽しく学んでいくことのできる希望あふれる社会」（いわて県民計画）を実現していくためには、外国人県民等にとっても暮らしやすい環境を整えていく必要があります。
- そのためには、外国人県民等を感じている言葉の違いや習慣の違いなどの「壁」の解消に努力するとともに、外国人県民等に対する理解を深め、国籍や民族等の違いにかかわらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方を理解し、地域社会を支える主体として共に生きる、多文化共生社会の実現が必要です。
- こうしたことから、「岩手県多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生の考え方について広く普及を図るとともに、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めようとするものです。

(2) プラン改訂の経緯と趣旨

「岩手県多文化共生推進プラン」（以下「前プラン」という。）は、平成22年2月に策定されたものですが、前プランに定める対象期間（平成22年度からの5年間）が終了したことに伴い、当該対象期間の施策の検証を行い、これまでの社会情勢の変化等を踏まえたうえで、次の計画期間における本県の多文化共生社会の実現に向けた施策方向を定めることが必要となります。

また、プランの改訂に係る基本的な考え方は、下記のとおりとなります。

ア 主な取組成果と課題を踏まえた改訂

過去5年間における県施策の実施効果の評価結果について、前プランに定める3つの

「施策の方向」ごとに検証し、主な取組成果と課題を抽出しました。これらの成果・課題を改訂に反映しています。

① 施策の方向1 コミュニケーションの支援

〔主な取組成果〕

(日本語学習支援)

- 日本語教室の開催情報の提供のほか、日本語教室の開設等を目的とした日本語サポーターの育成に努めるなど、外国人県民等の日本語学習の支援をしました。

(多言語等による情報提供)

- 外国人県民等の生活サポートを目的とした多言語サポーターを育成・登録し、外国人県民等の生活に必要な情報等を適宜通訳・翻訳して提供する体制づくりの支援をしました。
- 「岩手県外国語案内表示統一ガイドライン《観光用語編》」を策定し、外国人観光客等に向けた案内板等の多言語表示に運用しました。

〔今後の主な課題〕

- 「話し言葉」は理解できても「読み書き」が不得意であるなど、外国人県民等の個々の日本語能力の違いに応じた支援をする必要があります。
- 多言語サポーターについて、地域ごとに登録数に開きがあることから、各地域において必要数を確保できるよう努める必要があります。
- 外国人実習生をはじめ、日本語学習を希望していても学習機会のない外国人県民等の支援をする必要があります。

② 施策の方向2 生活支援

〔主な取組成果〕

(特に必要な情報等の提供)

- 外国人相談員による巡回相談のほか、多言語での相談受付、行政書士など専門の相談員による困難案件への対応など、外国人県民等の相談体制を構築しました。
- 「外国人住民のための支援インフォメーションガイド」(生活便利帳)や「多言語防災パンフレット」の作成ほか、「問診票」や「服薬説明書」の多言語化など、多言語による情報提供をしました。

(外国人県民等の児童・生徒への対応)

- 外国人児童・生徒のための就学支援ハンドブックを多言語で作成し、教育制度の違いや就学手続きなどを周知しました。
- 外国人児童・生徒の受入れに係る課題解決などに向け、受入れ校の教員向けの研修会を開催しました。

〔今後の主な課題〕

- 長期滞在する外国人県民等が増加するなか、離婚やドメスティック・バイオレン

スなど、個別化・専門化する外国人県民等からの相談に対応できる体制づくりの必要があります。

- ILCの実現を見据え、外国人研究者の子弟等の受入れ体制を更に強化する必要があります。
- 多言語による生活情報の提供に加え、医療など多言語対応が可能な施設や機関の情報についても周知を図っていく必要があります。
- 災害発生時に外国人県民等も迅速に避難行動がとれるよう、非常時の支援体制を構築する必要があります。
- 外国人県民等も地域の構成員と考え、円滑な社会生活を営むことができるよう、地域における見守り体制を構築する必要があります。

③ 施策の方向3 多文化共生の地域づくり

〔主な取組成果〕

(多文化共生等に関する啓発)

- 国際交流等の情報提供、外国人県民等に対する生活支援、日本人県民と外国人県民等の交流を図る国際交流・協力の拠点施設である国際交流センターの運営・機能の充実に取り組みました。
- 学校や地域団体などに外国文化を紹介する外国人講師を派遣し、県民の国際理解を深める支援をしました。
(交流機会・つながりづくり)
- 市町村国際交流協会や国際交流関係団体などの職員を対象とした研修を実施し、国際交流事業に携わるにあたり必要な知識や情報の習得を支援しました。
- 「ワン・ワールド・フェスタ in いわて」など、多文化共生の普及・啓発や在住外国人との交流を目的としたイベントの開催を支援しました。

〔今後の主な課題〕

- 外国人県民等の地域行事等への参加を促進するなど、地域における日本人県民との交流機会を増やして、地域の構成員としての意識を高めていく必要があります。
- 異なる文化や習慣についての理解を深めるとともに、国際社会への関心を促すため、地域住民の国際理解を深める機会づくりに取り組む必要があります。
- 海外体験を持つ若者など、世界とのつながりを持つグローバル人材が活躍する、つながりの力を活かした魅力ある地域づくりの支援をする必要があります。

イ 前プラン策定後に生じた社会情勢の変化や県の施策等の反映

平成 22 年 2 月の前プラン策定以後に生じた下記の社会情勢の変化や本県の新たな施策・動き等を、適切に反映しています。

① 震災復興支援を契機とした「岩手の開国」

(ア) 開かれた復興の推進

東日本大震災津波の発災以降、多くの外国人が本県を訪れて県民と交流を深め、また、本県から多数の若者が海外に招かれるなど、これまでにない規模で、県民が直接世界とつながる、まさに「岩手の開国」とも言える大きな変化が生じています。

また、本県では、「地元の底力」と同様に、復興を進めていく力となる「様々なつながりの力」を活かすべく、全国、さらには外国からの協力や支援との連携を進めています。

(イ) 世界に向けた発信・取組

本県では、平成 23 年 6 月に世界遺産一覧表に記載（世界遺産登録）された「平泉の文化遺産」の普遍的価値・理念を復興の精神的支柱にするとともに、「平泉世界遺産の日条例」制定など国内外への発信を多様に展開しています。また、平成 25 年 9 月に日本ジオパークに認定された「三陸ジオパーク」について、創造的復興のシンボルの一つとして、将来の世界ジオパーク申請も視野に入れて取り組むこととしています。

② 外国人の受入れ機会の増加

(ア) 観光客の受入れ（平泉の文化遺産、台湾定期チャーター便就航等）

本県を訪れる外国人観光客は、東日本大震災津波の影響により大幅に減少しましたが、風評、特に放射能汚染に対する不安による訪日旅行敬遠の状況が改善されつつあることから、回復傾向にあります。本県では、平泉の文化遺産を活用した誘客を図るとともに、本県を訪れる外国人観光客の過半を占める台湾との定期チャーター便の就航を実現させる等、更なる外国人観光客の受入れに取り組んでいます。

(イ) 研究者等の受入れ（I L Cの実現）

I L Cは、地下約 100m、全長 31 k mから 50 k mの地下トンネルに建設される世界最先端の素粒子研究施設であり、平成 25 年 8 月、国内の研究者で組織される I L C 立地評価会議が、I L Cの国内建設候補地として本県を含む北上サイトに一本化しました。

I L Cの実現により、多くの外国人研究者やその家族が本県に居住することが想定されており、その受入れ等について検討等が進められています。

③ グローバル人材の活躍機会の増加

様々な分野で急速に進みつつあるグローバル化社会において、県内企業をはじめ、海外展開や海外との交流促進への動きが活発化しており、こういった多様なつながりの中で、海外で活躍できる人材のほか、本県にしながら海外とのつながりを活かして地域に貢献できる人材の確保やその育成の取組が産学官一体となって進められています。

教育分野においては、県内 5 大学等で構成される「いわて高等教育コンソーシアム」

において、地域の中核を担う人材育成の一環として、海外大学生とともに地域課題をグローバルな視点から考え、学び合うプログラムが実施されています。

産業分野においては、海外展開を図る県内事業者を支援するためのプラットフォーム「いわて海外展開支援コンソーシアム」、農林水産物の輸出に関する情報収集や調査・分析等を担う「いわて農林水産物輸出促進協議会」など、官民一体となった組織による海外市場への展開や販路の拡大、海外との交流促進の取組が推進されています。

生活分野においては、県の実施する「いわてグローバルネットワーク人材育成事業」などを通じた、派遣高校生と本県ゆかりの県内（国内、海外）在住者とのつながりの醸成から、学校や地域と海外との架け橋となるグローバルネットワーク人材の育成が進められています。

(3) プランの位置付け

- 県では、「いわて県民計画」の主要な政策の一つとして、「多様な文化の理解と交流」を設定し、その中で「地域における交流を通じた多文化の理解」「外国人県民等が暮らしやすい環境づくり」を掲げています。
- このプランは、多文化共生社会の実現に向けて、こうした主要な政策の具体的展開を図るとともに、「いわてグローバル人材育成ビジョン（平成26年3月策定）」に掲げた取組とも整合性を図りながら、総合的な目標や施策の方向を定めるものです。

(4) プランの特色

- 多文化共生社会の実現に当たって解決していくべき課題は、様々な分野に横断的に関わる地域全体の課題でもあります。
これを着実に推進していくためには、県民や自治会、県、市町村、大学、学校、国際交流協会、国際交流関係団体、企業など様々な活動主体が期待される役割を分担しながら連携して取り組んでいく必要があります。このプランはこうした主体が多文化共生への取組を実施する際の指針となるものです。

(5) プランの計画期間

- 本プランで対象とする期間は平成27年度から平成31年度までの5年間とします。
これは、社会経済情勢が目まぐるしく変化する今日、こうした変化に対応した施策を弾力的かつ効果的に展開できるようにするためです。
- なお、この間、外国人県民等を取り巻く環境に著しい変化が生じた場合には、適時目標の見直しなども行っていきます。

(6) 多文化共生の意義

本県では、次の4つを多文化共生の意義と捉え、本プランに基づく様々な取組を通じ多文化共生社会の実現を目指していきます。

■ 人権の尊重

全ての県民が安心・安全に、お互いを尊重し合いながら暮らすためには、国籍や民族などが違うことを理由に不当な扱いを受けたり、権利を侵害されたりすることがないような社会が必要です。「東北復興平泉宣言」（平成 23 年 7 月 3 日）を掲げて復興に取り組む本県において、多文化共生社会の実現は、「あらゆる生命を尊び共に生きる」という平泉の理念を体現することに他なりません。

■ グローバルな視点を持つ人材の育成

多文化共生の地域づくりの推進により、地域住民の国際感覚や異文化に対する理解が深まることが期待されます。地域での異文化交流が進むことで、新たな価値を見出し、豊かで多様な文化芸術を創造する機会が増加するとともに、世界とのつながりを活かして地域に貢献するグローバル人材がより多く輩出されることが期待されます。

■ 地域の活性化

社会経済活動全般においてグローバル化が進展する中で、「様々なつながりの力」を活かした世界に開かれた地域づくりを積極的に推進することによって、地域の魅力が高まり、海外との交流や地域産業・経済の振興にもつながります。

■ 全ての人に暮らしやすいまちづくり

多文化共生の地域づくりの推進は、言語や文化、能力など様々な特性や違いを認め合い、外国人県民等をはじめ、全ての人に配慮した安心・安全な暮らしやすいまちづくりの推進につながります。

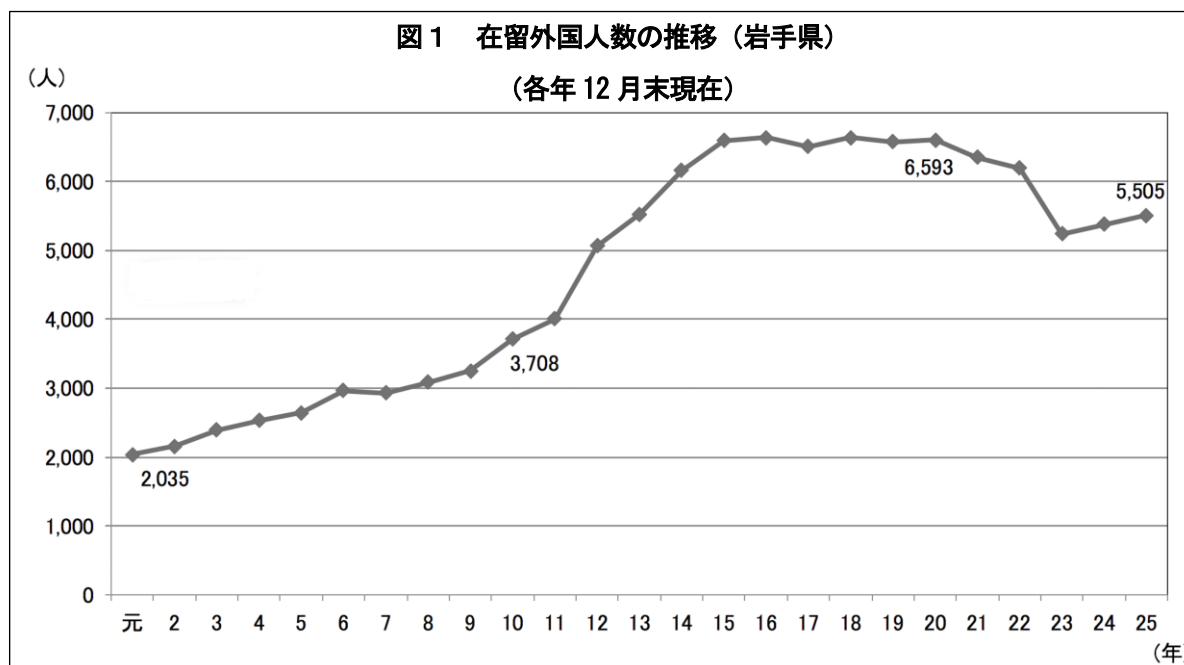
2 本県における多文化共生の現状と課題等

(1) 本県の外国人県民等の現状（在留外国人数の現状）

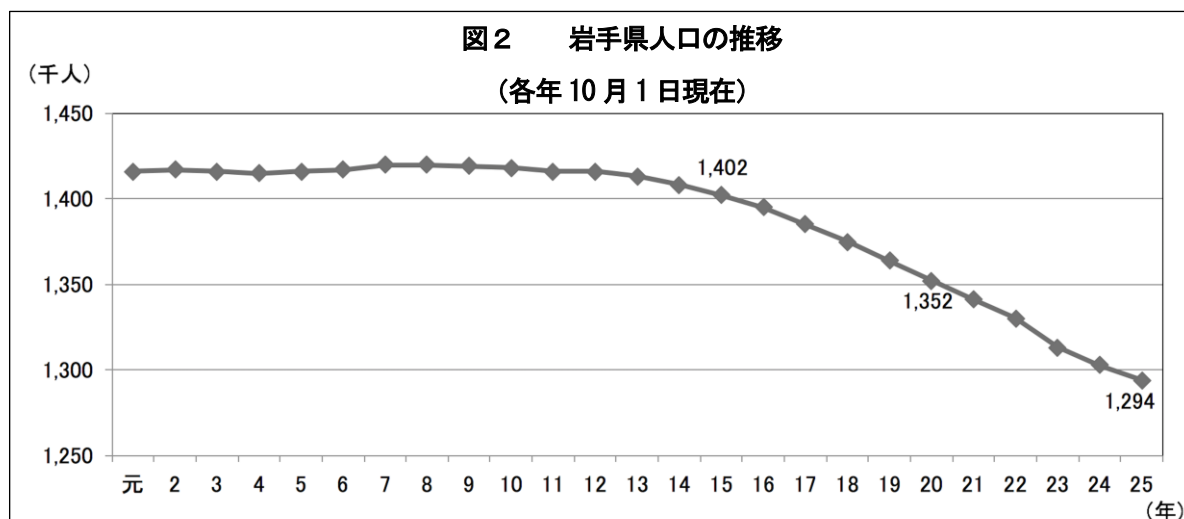
○ 本県における平成 25 年 12 月末現在の在留外国人数は 5,505 人です。

在留外国人数の推移をみると、平成 10 年から 15 年の間に急激に増加した後、横ばいが続いていました。平成 23 年 3 月 11 日に発災した東日本大震災津波の影響により、中国人の実習生をはじめ本国に帰国等したため、千人近くの大規模な減少となりましたが、その後は回復の傾向にあります。（図 1）

なお、県人口は、近年減少の一途をたどっており、平成 15 年 10 月 1 日現在の 1,401,763 人から平成 25 年 10 月 1 日現在の 1,294,453 人へと、この 10 年で約 10 万人が減少しています。（図 2）



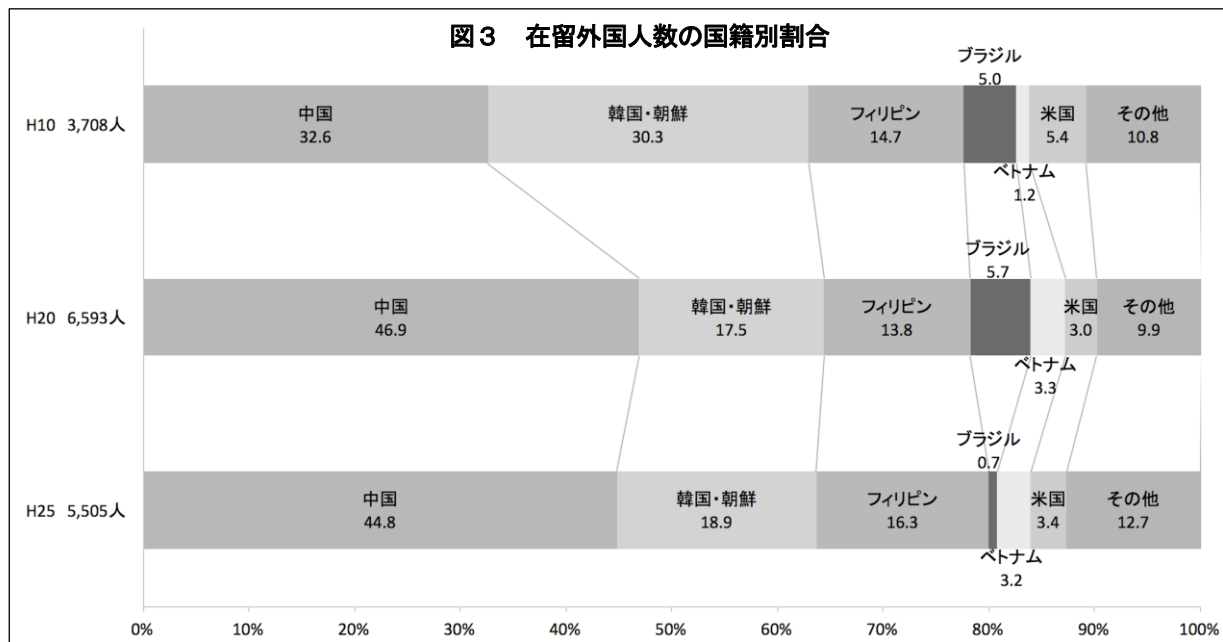
出典：法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」



出典：岩手県政策地域部調査統計課「岩手県人口移動報告年報」

- 本県の平成25年12月末現在の在留外国人を国籍別にみると、中国の44.8%が最も多く、次いで韓国・朝鮮18.9%、フィリピン16.3%、米国3.4%、ベトナム3.2%などの順となっています。経年比較をすると、多くを占める国籍の構成に大きく変動はありませんが、近年ブラジルの構成割合が大きく減少しています。(図3)

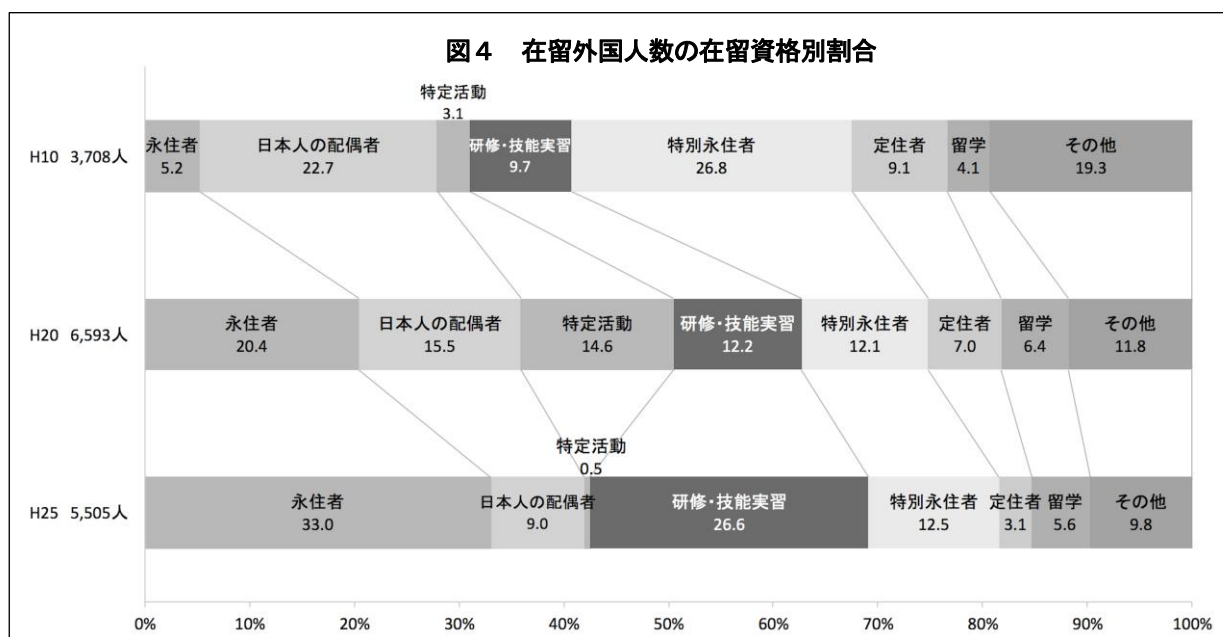
なお、本県の在留外国人の出身国は、65カ国となっています。



出典：法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」

- これを在留資格別にみると、永住者33.0%、技能実習26.6%、特別永住者12.5%、日本人の配偶者等9.0%、留学5.6%などの順となっています。この構成割合について、全国値との比較では、技能実習の占める割合が非常に高くなっています。

また、経年比較をすると、永住者の在留資格を取得する者が増加傾向にあることから、永住志向の強い外国人県民等が増えてきているものと思料されます。(図4)



出典：法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」

※ 永住者

法務大臣が永住を許可した者であり、在留活動・在留期間のいずれも制限はない。永住許可の要件は、①素行が善良であること、②独立生計を営むに足る資産又は技能を有すること、③その者の永住が日本国の利益に合すると認められることとされている。原則として、引き続き10年以上在留していることが必要とされる。

※ 日本人の配偶者等

日本人の配偶者・子・特別養子。在留期間は3年又は1年で、在留活動に制限はない。

※ 特別永住者

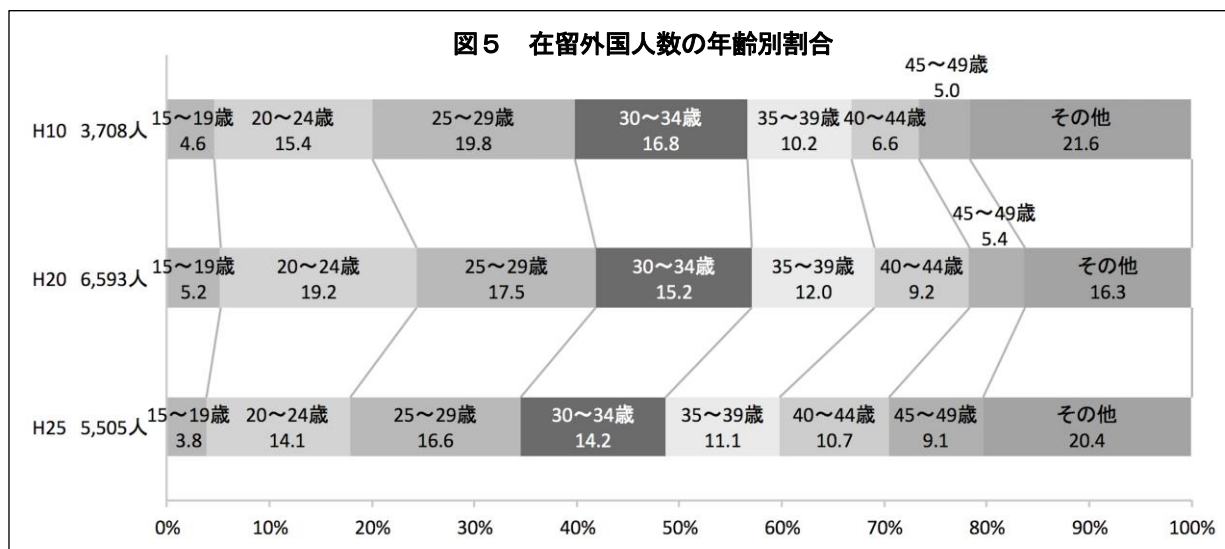
「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(1991年11月施行)により定められた在留の資格、または当該資格を有する者。終戦前から日本に居住しており、サンフランシスコ平和条約(1952年)の発効によって日本国籍を失った後も引き続き日本に在留している朝鮮半島・台湾出身者とその子孫を対象にしており、在留期間や在留資格に制限はない。

※ 定住者

法務大臣が特別な事情を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者であり、日系3世、中国在留邦人、インドシナ難民などが該当する。在留期間は3年若しくは1年又は法務大臣が個々に指定する期間で、在留活動に制限はない。

- これを年齢別にみると、25～29歳 16.6%、30～34歳 14.2%、20～24歳 14.1%と、20代から30代の割合が高い傾向が続いています。(図5)

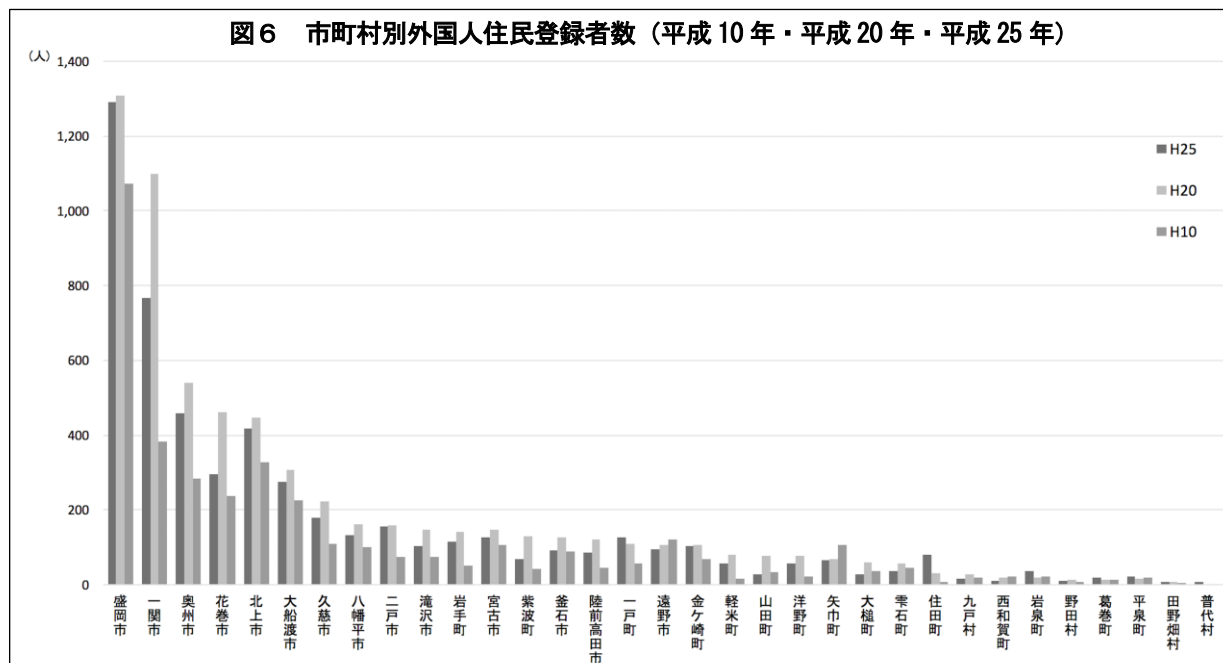
なお、外国人の児童生徒のうち、日本語指導が必要な児童生徒(小学校・中学校・高等学校)数は平成24年9月1日現在で12校、26人に上っています。(文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成24年度)」)



出典：法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」

○ 本県では、すべての市町村に外国人県民等が居住しており、これを市町村別にみると、平成 25 年 12 月末現在で、盛岡市 1,292 人、一関市 766 人、奥州市 459 人などの順となっています。経年比較をすると、県全体の在留外国人数が平成 10 年から 15 年の間に急激に増加する中で、一関市や奥州市等の在留外国人が大幅に増加する一方、平成 23 年 3 月 11 日に発災した東日本大震災津波の影響により、大船渡市や山田町等の沿岸市町村を中心に、在留外国人が大きく減少しました。(図 6)

※ 県内各市町村の外国人住民登録者数は、住民基本台帳に基づく各市町村の報告数を掲載しており、法務省統計における本県の在留外国人数の合計とは一致しません。



出典：岩手県環境生活部若者女性協働推進室「いわて国際交流要覧」

○ 外国人の雇用状況についてみると、平成 25 年 10 月末現在、外国人労働者を雇用しているとして届出のあった事業所は 505 ヶ所、外国人労働者数は 2,492 人となっています。

外国人労働者を国籍別にみると、中国が全体の 59.7%を占め、以下、フィリピン 16.0%、ベトナム 6.4%、アメリカ 3.9%などの順となっています。(図 7)

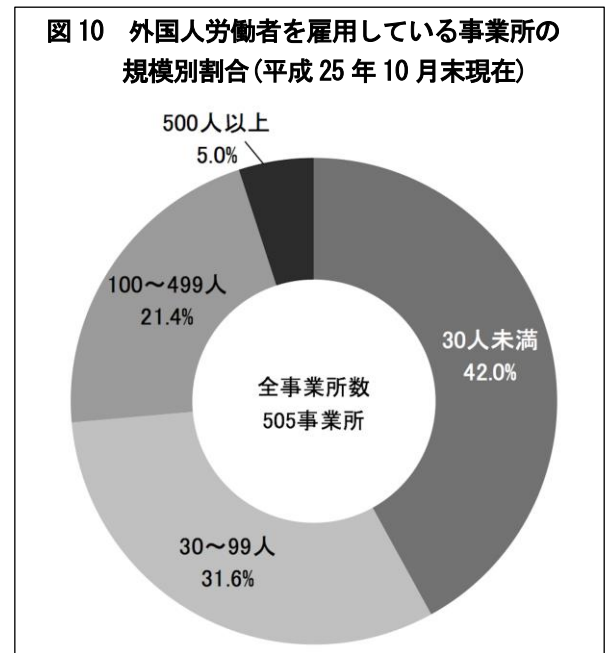
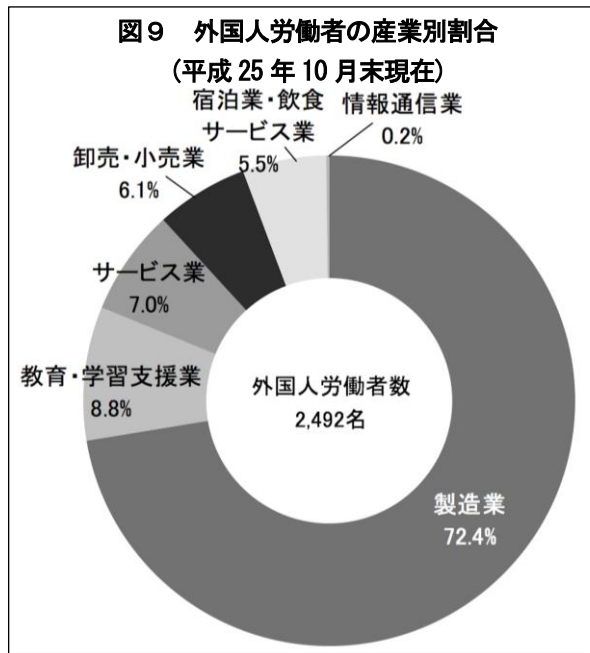
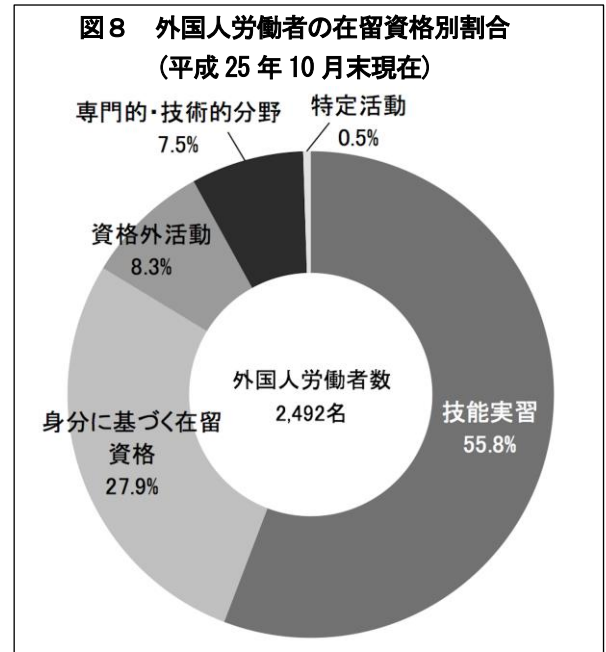
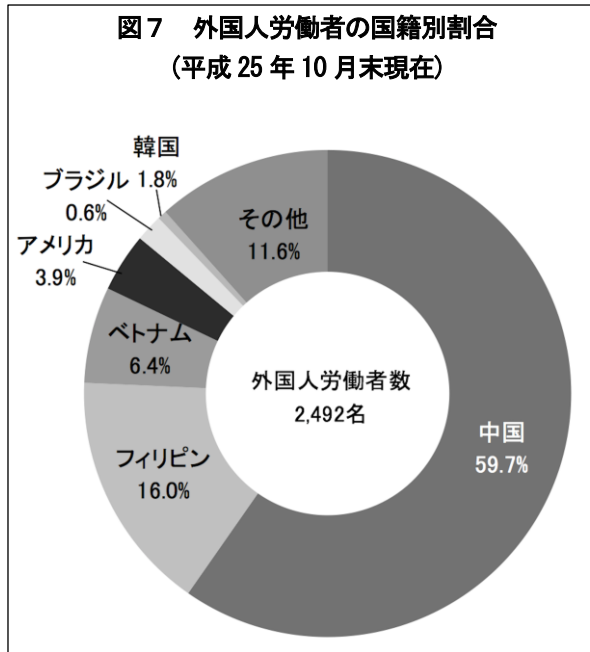
在留資格別では、技能実習が全体の 55.8%を占め、以下、身分に基づく在留資格(※1) 27.9%、資格外活動 8.3%、専門的・技術的分野の在留資格(※2) 7.5%の順となっています。(図 8)

産業別では、製造業が全体の 72.4%を占め、以下、教育・学習支援業 8.8%、サービス業 7.0%などの順となっています。(図 9)

外国人を雇用している事業所を規模別に見ると、30 人未満が 42.0%を占め、以下、30～99 人 31.6%、100～499 人 21.4%などの順となっています。(図 10)

※1 身分に基づく在留資格には、「永住者」「日本人の配偶者」「永住者の配偶者等」「定住者」が該当

※2 専門的・技術的分野の在留資格には、「教授」「芸術」「宗教」「報道」「投資・経営」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」「興行」「技能」が該当



出典：厚生労働省職業安定局「外国人雇用状況」の届出状況（平成25年10月末現在）」

(2) 本県における多文化共生をめぐる課題の例

前プラン策定後、状況は改善されてきたものの、外国人県民等が本県で生活していく上で依然として抱えている様々な課題について、その主なものを次に列挙します。

① 言語の課題

- 外国人県民等の中には、日本語能力が十分とは言えない方が相当数います。
- 日本語能力には個人差が大きく、「話し言葉」が分からないため、日常会話に支障が生じる場合や、診療の際に十分なコミュニケーションを図ることができない場合などがある一方、「話し言葉」は理解できても「読み書き」が不得意で、様々な表示や文章が理解できない場合があります。特に、東日本大震災津波の発災により避難所生活を強いられている際に、被災者向けの生活情報の掲示物やアナウンス等が理解できなかったり、給付金の申請書の記入ができなかったりなど、対応に苦慮するケースがみられました。
- 地域において、市町村や国際交流協会、国際交流関係団体などにより、外国人県民等に対して様々な日本語学習支援の取組が行われていますが、身近に教えてくれる人がいない、時間が合わない、仕事や家事・育児などが忙しく余裕がないなど様々な理由で、日本語を習得することに消極的にならざるをえない外国人県民等も見られます。
- 国際交流関係団体などにより運営されている日本語教室等について、運営支援等のないか無償で開講しているケースが多くみられるほか、日本語講師等の運営スタッフの高齢化や担い手不足、新規に来日する外国人県民等の減少などに伴う受講者の減少といった課題を抱えながら活動が行われています。

② 生活環境の課題

- 生活上必要な様々な情報（医療、保健、福祉、教育、子育て、防災、居住、就労など）が日本語でしか提供されていないこと、多言語等で提供されていても周知が不足していることなど、情報提供のあり方や相談体制などが課題となっています。
- 永住者の増加など、外国人県民等が長期滞在する傾向にあるなか、その相談内容も、離婚やドメスティック・バイオレンスなど、個別のかつ専門的な内容となっており、配偶者暴力相談支援センターなどの専門機関と連携するなど、相談体制の更なる充実が求められています。
- また、外国人県民等が日本で生活する場合、公的医療制度への加入や就労資格、さらには学校制度の違いなどの制度面で日本人とは異なる手続きが必要となることから、こうした面で十分制度の周知を図る必要があります。
- 子どもを持つ外国人県民等の中には、両親とも日本語がわからないため、子どもに勉強を教えられない、学校からの通知を読めないなどの課題を抱えていることがあり、子どもの適切な進路実現に支障が生じる場合があります。

③ 相互理解の課題

- 外国人県民等が日本で暮らしていく上で、文化や習慣などについてお互いの理解が不足しており、学校や職場、家庭内などで誤解や摩擦によるトラブルが生じる場合があります。
- 外国人県民等が増加することは、交流機会の増加や国際感覚を持った人材の育成につながる好意的に捉える日本人県民が多い中で、事件の発生や生活習慣の違いによるトラブルの発生などを懸念する人もいます。
- 地域に暮らす外国人県民等との交流を深めていきたいという意向を持ちながらも、現状として、外国人県民等が近くに住んでいなかったり、住んでいても全く付き合いがなかったりするなど、地域の中で日本人県民と外国人県民等との交流が不足している場合があります。
- 地域との交流が少ない場合、災害発生時における外国人県民等による迅速な避難行動の確保や、避難所等において外国人県民等が孤立することなどに対する懸念があります。
- 日本人県民も外国人県民等を地域の構成員と考え、また、外国人県民等も地域の活動に参加するなど、日本人県民と外国人県民等が共に地域社会を支えていくという多文化共生社会づくりの意識が、必ずしも十分とはいえない状況にあります。

3 目指す将来像（基本目標）

（1）目指す将来像（基本目標）

東日本大震災津波の発災後すぐに、様々な国々から本県に救援に駆け付けたことをはじめ、その後の復旧・復興の取組の過程においても、海外から惜しみない支援が続いていることは、国籍や民族等の違いを超えた「つながりの力」の大切さを県民一人ひとりが実感するかけがえのない経験になっています。

「あらゆる生命を尊び共に生きる」という平泉の理念を精神的支柱として復興を進める本県において、国籍や民族等の違いに関わらず、日本人県民も外国人県民等も地域社会を支える主体として共に生きることを目指す多文化共生推進の取組は、ますます意義深く、重要なものとなっています。

こうしたことから、世界との「つながりの力」を実感した県民が一体となって、多文化共生社会の実現を目指して大きく前進していきます。

「わかり合い、高め合い、ともに築く共生の国いわて」

あらゆる生命を尊び共に生きるという世界遺産平泉の理念が連綿と受け継がれているなかで、外国人県民等の言葉や生活の不便が解消され、お互いの理解が進むことで、日本人県民と外国人県民等がお互いの価値を認め合い、お互いの交流を通じて高め合い、共に主体となってより豊かで潤いのある地域社会を築いていくことを目指します。

（2）視点

この目指す将来像を実現するに当たっては、次の3つの視点を基本に進めることが重要です。

① 外国人県民等の暮らしの壁を解消する

本県においては、様々な国の出身の外国人県民等が人数の多少はあるものの県内すべての市町村において暮らしている現状にあります。この中で外国人県民等と日本人県民がいきいきと暮らしていくためには、地域で暮らす一人ひとりが地域を支える主体であるという認識のもと、言語や生活文化の相違等によって暮らしに支障が出ないように、支援の取組を進める必要があります。

② 日本人県民と外国人県民等が協働して継続的に進める

地域においては、日本人県民と外国人県民等との交流を、単発的な行事等に留まらず、日常的にかつ継続的に重ねていく必要があります。

日本人県民と外国人県民等の双方向の交流を通じて、お互いのコミュニケーションを密にとることで、外国人県民等は日本の文化や習慣への理解を、日本人県民は国際感覚を養い、自国及び異文化に対する理解をそれぞれ深め合うことで、お互いの価値を認め合うこ

とが期待されます。

③ 県全体で押し進める

外国人県民等に関する問題は非常に幅広い分野に渡るとともに、県民一人ひとりの意識づくりが重要であることから、地域全体の問題として取り組んでいく必要があります。

県民や自治会、県、市町村、大学、学校、国際交流協会、国際交流関係団体、企業など様々な活動主体が一体となって、県全体で岩手の多文化共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

4 多文化共生に向けての主な施策の方向等

ここでは、本県における多文化共生の目指すべき姿の実現に向けて、今後5年間で取り組む3つの主な施策の方向と取組内容の例を掲げています。

なお、多文化共生を進める上での課題は言語に関わるものが多いことから、取組内容の例は、相互に重複する場合があります。

施策の方向1 言葉の壁の解消

日本語学習の支援の他、日常生活に関する情報等を多言語等でわかりやすく提供することにより、言葉の壁の解消を目指します。

ア 日本語学習の支援

国籍や民族の異なる人々が、地域づくりのパートナーとして共に暮らしていくためには、互いに円滑にコミュニケーションができることが必要です。

こうしたコミュニケーションに使われる言語は日本語が主となりますが、外国人県民等の中には日本語能力が十分ではない人も多くいます。また、「話し言葉」は理解できるものの、「読み書き」が不得手など、日本語能力の違いも見受けられます。

このことをふまえ、外国人県民等の日本語学習の機会の提供に努めるとともに、それぞれの日本語能力に応じた指導内容等となるよう充実を図ります。

(取組内容の例)

- 外国人県民等に対し、住民票の届出等の機会を捉え、日本語教室の開催情報を提供するとともに、参加を呼びかけます。
- 日本語教室が設置されていない地域における教室の開設を目指した研修会や、日本語能力に対応した指導内容等になるよう既設の教室の充実に向けた取組を行います。
- 地域における日本語教室が、関係機関との連携・協力により円滑に運営されるよう取り組みます。

イ やさしい日本語や多言語による行政・生活情報の提供

日本語学習の支援のほか、日本語を十分に理解できるようになるまでには相当の時間を要するため、日本語に不慣れな外国人県民等のために、特に基礎的な生活に関する行政情報を中心にやさしい日本語や多言語による情報提供に努めるとともに、併せて国等で既に作成しているものの活用を図ります。

また、外国人県民等の生活に必要な場面（行政上の諸手続きのほか、医療受診や災害時など）における通訳ボランティア等の育成や資質の向上に努めます。

(取組内容の例)

- やさしい日本語やルビふりなどによりわかりやすく行政・生活情報が提供されるように、情報を提供する側の意識向上を図るとともに、やさしい日本語による表記方法についての情報提供などを行います。
- 国や関係機関などで既に多言語等で作成、提供されている行政・生活情報などを共有し、その積極的な活用を図ります。
- 道路や公共交通機関の案内標識へのローマ字・英語などの併記や絵文字などを活用したわかりやすい表記に努めるとともに、「岩手県外国語案内表示統一ガイドライン」をふまえた観光関連施設の多言語化に取り組みます。
- 地域偏在を考慮した通訳ボランティア等の育成や資質の向上を図るとともに、当該ボランティアの情報の周知などによりその活用を促進します。

施策の方向2 安心した暮らしの構築

外国人県民等にとって特に必要な情報を適切に提供することにより生活上の負担を減らし、安心して暮らすことができるように支援します。

ア 外国人県民等にとって特に必要な情報等の提供

在留資格、医療、労働などの外国人県民等にとって特に必要な情報について、やさしい日本語や多言語での提供を推進するとともに、必要な啓発に努めます。

多言語化については、国等で既に作成しているものの活用を図るとともに、外国語での対応が可能な医療機関に関する情報など本県の実情について情報収集・提供に努めます。

(取組内容の例)

- 在留資格など外国人県民等にとって特に必要な情報について、既に多言語で作成・提供されているものの活用を図ります。
- 外国人労働者の雇用や労働条件に関する留意事項を外国人県民等と企業の双方に情報提供するとともに、企業に対しては労働関係法令についても周知を図ります。
- 外国人留学生の県内企業等への就職を支援します。
- 外国語での対応が可能な医療機関の情報提供を行うとともに、医療通訳に対応するボランティアの育成や派遣などの体制整備を行います。また、医療関係団体との連携による外国人支援体制の構築の検討を進めます。
- 医療・子育て・福祉等の情報（例：予防接種など）を外国人県民等に伝えるため、各市町村で共有可能なフォーマット等の作成・周知を行います。
- あんしん賃貸支援事業についての周知を行います。

- 多言語等による防災情報の提供、防災訓練情報の外国人県民等への周知、災害時に対応するボランティア育成や派遣などの体制整備を行います。
- 地域における外国人県民等の支援者（民生・児童委員など）に対し、外国人県民等にとって特に必要な情報の提供を行います。
- 外国人相談事業について周知を図るとともに、個別化・専門化する相談対応に対応する専門機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

イ 外国人県民等である児童・生徒への対応

日本の教育制度を周知するとともに、日本語学習支援の必要な児童・生徒について、県・市町村教育委員会、県・市町村国際交流協会、国際交流関係団体、大学等との連携により、小学校・中学校・高等学校における受入れ体制の充実を推進します。

（取組内容の例）

- 外国人県民等に対し、住民票の届出等の機会をとらえ、日本の教育制度についての周知を行います。
- 外国人県民等である児童・生徒の教育対応についての事例集を作成するなど、情報を共有する体制を整えます。
- 日本語を母語としない外国人県民等である生徒の高校進学を支援するため、多言語による進学説明パンフレットを活用しながら、進学説明・相談会を開催します。
- 外国人県民等である児童・生徒の日本語学習をボランティア等の協力を得て支援します。
- 日本語指導者を指導する者の養成などにより支援体制の充実を図るとともに、日本語学習補助教材や多言語版教材を活用することなどにより効果的な指導を行います。
- 該当校の教員を対象として多文化共生の視点を取り入れた研修を実施します。
- 奨学金制度の周知や活用を図ります。
- 文化的背景の異なる人々とのコミュニケーションの視点を取り入れた学習を行います。
- I L Cの実現を見据え、外国人研究者の子弟等の受入れに向けた教育環境の整備を検討します。

ウ 日本社会のルール等に関する啓発

外国人県民等の中には、日本の文化や生活習慣に関する理解が十分ではない人や、日本社会のルールを守る必要性を理解していない人も見受けられます。

外国人県民等に対して日本の習慣や住民としての義務、地域や生活に関するルール等について説明・周知するほか、地域における外国人県民等の支援者との連携を図るなど、外国人県民等が円滑な社会生活を営むことができるよう支援します。

(取組内容の例)

- 外国人県民等に対し、住民票の届出時や日本語教室の機会を通じ日本の習慣や住民としての義務、地域や生活に関するルール等について説明・周知します。
- 地域における外国人県民等の支援者（民生・児童委員など）と連携した見守り体制の構築を推進します。

施策の方向3 多文化共生の地域づくり

世界とのつながりを感じながら、様々な地域主体と連携した多文化共生の地域づくりに一体となって取り組みます。

ア 多文化共生に関する啓発

多文化共生についての理解を深めるための啓発や、国際交流員などを活用し多文化共生の視点を取り入れた国際理解教育を推進します。

(取組内容の例)

- 多文化共生の視点を取り入れた国際理解セミナーの開催など、機会をとらえて多文化共生についての理解を深めるための啓発を行います。
- 外国文化紹介講師派遣などの機会を通じて、諸外国に対する理解を深めるとともに、国際社会への関心を促します。
- 多文化共生の地域づくりの中核となる国際交流センターの機能の充実に努めます。

イ 交流機会・つながりづくり

地域での生活を営むなかで、日本人県民と外国人県民等との交流の機会を増やし、コミュニケーションを重ねながらお互いの文化や習慣の理解を促します。

(取組内容の例)

- 市町村等で行う市民講座をはじめとする様々な活動への参加を外国人県民等に呼びかけるとともに、講座等において外国人県民等を講師として活用するなど、相互理解を深めます。
- 住民票の届出等の機会を利用して外国人県民等に自治会などの情報を提供するとともに、防災訓練などの地域活動への積極的な参加を呼びかけます。
- 地域において開催する語学教室や外国人県民等との交流機会への日本人県民の参加を呼びかけます。
- 国際交流協会や国際交流関係団体と地域との連携を密にするため、自治会長など、地

域における多文化共生のキーパーソンとしての役割が期待される人たちに、多文化共生への理解を深めていただくよう働きかけます。

ウ グローバル人材の育成・活用

世界とのつながりを活かした地域づくりを牽引するグローバル人材の育成とその活用の促進を支援します。

(取組内容の例)

- 若者の海外体験を通じた「自立・共生」の資質確立の支援に努めます。
- 海外体験を有する若者や世界との関わりに関心を持つ若者等の力を活用した、①地域情報の海外発信、②海外情報の地域内共有、③大学・商工団体等と連携した地域内交流等を促進します。

5 各主体の役割（県民が一体となった多文化共生社会の実現）

多文化共生の課題は、さまざまな分野に渡る課題であり、また、県民一人ひとりの意識づくりが何より重要です。

多文化共生社会の実現に当たっては、県民や自治会、県、市町村、大学、学校、国際交流協会、国際交流関係団体、企業等が連携し、協力し合い、それぞれの役割を十分に果たしながら、地域全体の課題として取り組んでいくことが必要です。

このため、県は、多文化共生推進に係るプランを策定し、全県的視野から広域的な課題への対応、先導的な取組などを推進するとともに、関係主体それぞれが連携して期待される役割を十分に担えるよう必要な支援を行います。

【県の主な役割の例】

施策の方向	主な役割の例
1 言葉の壁の解消	(日本語学習の支援) ・ 日本語教室の開設及び充実支援 (多言語等による行政・生活情報の提供) ・ 多言語等による情報提供、提供・活用支援 ・ 通訳ボランティアの育成及び体制整備支援、情報周知
2 安心した暮らしの構築	(特に必要な情報等の提供) ・ 必要な情報や制度の周知 ・ 外国人留学生の就職支援 ・ 市町村で共有可能な情報の多言語化等 ・ 支援者等への情報提供 ・ 外国人相談事業の実施及び充実 ・ 医療関係団体との連携による外国人支援体制の構築検討 (児童・生徒への対応) ・ 日本語指導者を指導する者の養成 ・ 高校進学に係る情報提供 ・ 児童・生徒への日本語学習支援 ・ 多文化共生の視点を取り入れた研修・学習の実施 ・ I L C実現を見据えた外国人研究者の子弟等の受入方策の検討 (日本社会のルール等に関する啓発) ・ 民生・児童委員などと連携した地域における外国人県民等の見守り体制の構築
3 多文化共生の地域づくり	(多文化共生に関する啓発) ・ 多文化共生理解の啓発・促進

	(交流機会・つながりづくり) ・ 国際交流センターの運営及び機能の充実 (グローバル人材の育成・活用) ・ 高校生の海外派遣事業の実施 ・ 海外体験を有する若者等の力を活用するためのネットワークづくり
--	--

関係主体それぞれに期待される役割は、次のとおりです。

① 市町村

市町村は、住民にとって最も身近な基礎自治体として、外国人県民等に対しても各種の行政サービスを提供するなどの重要な役割を担っていることから、地域の実情に応じ、今後できるだけ早期に多文化共生の推進に係る指針等を策定し、外国人県民等に対する支援・情報提供・啓発、日本人県民に対する啓発などの取組を推進していくことが期待されます。

また、県・市町村等の国際交流協会、国際交流関係団体、学校、地元企業との連携や協働を積極的に図るとともに、交流機会づくりや自治会等の地域と外国人県民等をつなぐ役割も期待されます。

【市町村に期待される主な役割の例】

施策の方向	主な役割の例
1 言葉の壁の解消	(日本語学習の支援) ・ 日本語教室の開催及び充実、情報周知 (多言語等による行政・生活情報の提供) ・ 多言語等による情報提供、提供・活用支援 ・ 通訳ボランティアの情報収集
2 安心した暮らしの構築	(特に必要な情報等の提供) ・ 必要な情報や制度の周知 ・ 支援者等への情報提供 ・ 外国人相談事業の実施及び充実 (児童・生徒への対応) ・ 児童・生徒への日本語学習支援 ・ I L C実現を見据えた外国人研究者の子弟等の受入方策の検討 (日本社会のルール等に関する啓発) ・ 地域や生活に関するルール等についての周知

3 多文化共生の地域づくり	<p>(多文化共生に関する啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多文化共生理解の啓発・促進 <p>(交流機会・つながりづくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練等の情報提供と参加勧奨 ・ 市民講座等への外国人県民等の参加勧奨と講師への活用 ・ 交流機会の提供と住民の参加勧奨 ・ 自治会情報の提供と参加勧奨 ・ 多文化共生のキーパーソンへの理解の促進
---------------	--

② 県国際交流協会・市町村国際交流協会

県国際交流協会は、多文化共生社会の実現の推進に当たっての本県における中核的な組織として、市町村国際交流協会や国際交流関係団体などの取組を支援するとともに、専門的知識やノウハウ、機動性などを生かした広域的な取組を行うことが期待されます。

市町村国際交流協会は、それぞれの体制や活動内容等が大きく異なることから、人的資源や活動状況などの実情に応じて県国際交流協会、市町村、国際交流関係団体等と連携・協働し、地域のニーズや実態を踏まえた事業の推進を図ることが期待されます。

【県国際交流協会・市町村国際交流協会に期待される主な役割の例】

施策の方向	主な役割の例
1 言葉の壁の解消	<p>(日本語学習の支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語教室の開催及び充実支援 <p>(多言語等による行政・生活情報の提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多言語等による情報提供、提供・活用支援 ・ 通訳ボランティアの育成・登録及び体制整備、情報周知
2 安心した暮らしの構築	<p>(特に必要な情報等の提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な情報や制度の周知 ・ 外国人県民等の相談の受付及び対応の充実 ・ 医療関係団体との連携による外国人支援体制の構築検討 <p>(児童・生徒への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒への日本語学習支援 <p>(日本社会のルール等に関する啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や生活に関するルール等についての周知 ・ 民生・児童委員などと連携した地域における外国人県民等の見守り体制の構築

3 多文化共生の地域づくり	(多文化共生に関する啓発) ・ 多文化共生理解の啓発・促進 (交流機会・つながりづくり) ・ 交流機会の提供と住民の参加勧奨 (グローバル人材の育成・活用) ・ 海外体験を有する若者等の力を活用するためのネットワークづくり
---------------	--

③ 国際交流関係団体

多文化共生の取組は、日本語教室や交流イベントの開催等、地域において自主的に活動を行う国際交流関係団体に支えられてきました。

それぞれの団体の持つノウハウや情報、人材、ネットワークなどを生かしながら、市町村、国際交流協会等と連携・協力し、地域のニーズを的確に把握した多様な活動を展開していくことが期待されます。

【国際交流関係団体に期待される主な役割の例】

施策の方向	主な役割の例
1 言葉の壁の解消	(日本語学習の支援) ・ 日本語教室の開催及び充実支援 (多言語等による行政・生活情報の提供) ・ 多言語等による情報の提供・活用支援 ・ ボランティア等への協力
2 安心した暮らしの構築	(特に必要な情報等の提供) ・ 多言語等で提供される情報の活用支援 ・ 必要な情報や制度の周知支援 ・ 外国人県民等の相談に対する支援 (児童・生徒への対応) ・ 児童・生徒への日本語学習支援 (日本社会のルール等に関する啓発) ・ 地域や生活に関するルール等についての周知
3 多文化共生の地域づくり	(多文化共生に関する啓発) ・ 多文化共生理解の啓発・促進 (交流機会・つながりづくり) ・ 交流機会の提供と住民の参加勧奨

④ 企業

企業は、外国人県民等の雇用等に当たっての労働関係法令等の遵守はもとより、雇用等された外国人県民等とその家族が地域で安心して暮らせるよう、日本語学習への配慮のほか、地域や生活に関するルール等の説明・周知等の生活に対する支援をするとともに、地域における多文化共生の取組に対する協力・支援も期待されます。

また、災害時において、これらの外国人県民等が孤立しないように対策を講じる必要があります。

さらに、高い公共性を有する企業においては、利用者に向けた情報の多言語化の推進や、やさしい日本語の使用についての配慮も期待されます。

【企業に期待される主な役割の例】

施策の方向	主な役割の例
1 言葉の壁の解消	(日本語学習の支援) ・ 従業員である外国人県民等の日本語学習への配慮 (多言語等による行政・生活情報の提供) ・ 多言語等による情報提供 ・ 従業員等のボランティア活動への協力
2 安心した暮らしの構築	(特に必要な情報等の提供) ・ 労働関係法令の遵守 ・ 従業員である外国人県民等やその家族への必要な情報や制度の周知のほか、災害発生時に迅速な避難行動がとれるような配慮 ・ 外国人県民等の雇用機会の創出 (日本社会のルール等に関する啓発) ・ 地域や生活に関するルール等についての周知
3 多文化共生の地域づくり	(交流機会・つながりづくり) ・ 従業員である外国人県民等への地域活動等への参加呼びかけ

⑤ 大学

大学には、教員や留学生による日本人県民、児童・生徒への多文化共生の啓発、学生による外国人県民等である児童・生徒への日本語指導など、地域における多文化共生の取組への参画が期待されます。

また、留学生の就職支援については、関係団体などと連携した積極的な取組を行うことが期待されます。

さらに、多文化共生を推進していく人材を継続的に育成していくとともに、実態調査・研究等で行政等を支援する役割も期待されます。

【大学に期待される主な役割の例】

施策の方向	主な役割の例
1 言葉の壁の解消	(日本語学習の支援) <ul style="list-style-type: none"> 日本語教室の開催や充実への協力 (多言語等による行政・生活情報の提供) <ul style="list-style-type: none"> 多言語等による情報の提供・活用支援 ボランティア等への協力
2 安心した暮らしの構築	(特に必要な情報等の提供) <ul style="list-style-type: none"> 外国人留学生の就職支援 外国人留学生への必要な情報や制度の周知のほか、災害発生時に迅速な避難行動がとれるような配慮 (児童・生徒への対応) <ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒への日本語学習支援 (日本社会のルール等に関する啓発) <ul style="list-style-type: none"> 外国人留学生への地域や生活に関するルール等についての周知
3 多文化共生の地域づくり	(多文化共生に関する啓発) <ul style="list-style-type: none"> 多文化共生理解の啓発・促進への協力 学習教材開発等多文化共生に関する研究・助言 多文化共生等の視点を取り入れた研修・学習への協力 (グローバル人材の育成・活用) <ul style="list-style-type: none"> 海外体験を有する若者等の力を活用するためのネットワークへの外国人留学生の参画などの支援

⑥ 学校

学校（小学校・中学校・高等学校）には、児童・生徒に対して多文化共生の意識づくりに資する教育の推進の場としての充実が期待されます。

また、外国人県民等である児童・生徒が在籍しない場合であっても、多文化共生の観点を取り入れた学習やPTAなども含めた多文化共生の意識づくりなどの役割が期待されます。

【学校に期待される主な役割の例】

施策の方向	主な役割の例
1 言葉の壁の解消	(多言語等による行政・生活情報の提供) <ul style="list-style-type: none"> PTA等を含めたやさしい日本語等による情報提供

2 安心した暮らしの構築	(児童・生徒への対応) <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校進学に係る情報提供 ・ 児童・生徒への日本語学習指導 ・ 奨学金制度の周知・活用に関する助言 (日本社会のルール等に関する啓発) ・ 児童・生徒への地域や生活に関するルール等についての周知
3 多文化共生の地域づくり	(多文化共生に関する啓発) <ul style="list-style-type: none"> ・ 多文化共生等の視点を取り入れた研修・学習の実施 (交流機会・つながりづくり) ・ 交流機会への参加勧奨

⑦ 県民・自治会等

県民は、交流機会への参加などによる相互理解や、共に地域を支えていくパートナーとしての意識づくり、外国人県民等の身近な支援者としての行動などが期待されます。また、外国人県民等とのコミュニケーションを重ねながら、国際感覚を養うとともに、異文化に対する理解を深め、グローバルな視点を持つことが期待されます。

自治会等は、地域づくりにおける基礎的な団体です。外国人県民等も参加しやすい自治会等の活動に配慮するとともに、外国人県民等に対する活動への参加の呼びかけ、外国人県民等の身近な支援などの役割が期待されます。

【県民・自治会等に期待される主な役割の例】

施策の方向	主な役割の例
1 言葉の壁の解消	(多言語等による行政・生活情報の提供) <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア等への協力 ・ やさしい日本語等による情報提供 ・ 多言語等による情報の活用支援
2 安心した暮らしの構築	(特に必要な情報等の提供) <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人県民等に対する情報提供への協力 (日本社会のルール等に関する啓発) ・ 地域や生活に関するルール等の周知協力
3 多文化共生の地域づくり	(多文化共生に関する啓発) <ul style="list-style-type: none"> ・ 多文化共生理解の啓発事業等への参加 (交流機会・つながりづくり) ・ 自治会情報、防災訓練情報等の提供と参加勧奨 ・ 交流機会への参加

	(グローバル人材の育成・活用) ・ グローバル人材が牽引する世界とのつながりの力を活かした魅力ある地域づくりへの協力
--	---

※ 「主な役割の例」は、各主体の役割をイメージするための例示です。多文化共生の取組は、地域の実情に応じて各主体が連携・協力しあいながら進めていく取組であることから、役割が固定されない場合や複数の主体が同じ役割を担う場合が考えられます。

また、例えばボランティア関係等、複数の施策方向に関わる役割については、まとめて記載しています。

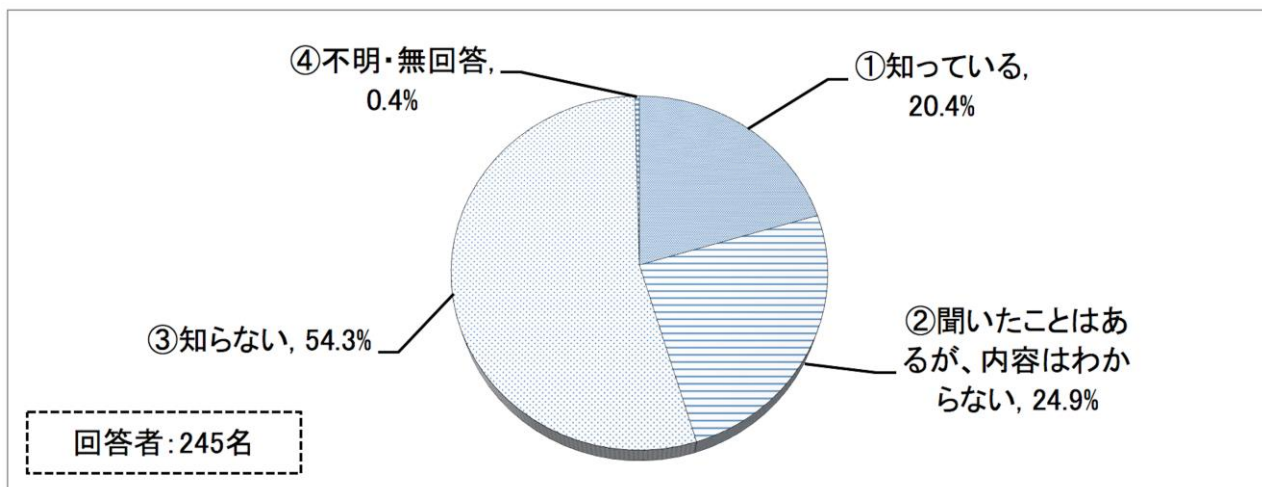
資料 1 多文化共生に関する県民意識調査結果の概要

この調査結果は、県が各種アンケートへのご協力をお願いしている希望郷いわてモニターの方々に多文化共生に関するアンケート調査にお答えいただき、それを集計した結果の概要です。

調査設計	調査対象	岩手県全域
	調査対象	平成26年度希望郷いわてモニター
	標本数	297人
	調査方法	設問票によるアンケート調査（郵送法）
	調査時期	平成26年9月
	調査主体	岩手県（環境生活部若者女性協働推進室）
回収結果	有効回答数	245人
	有効回収率	82.5%

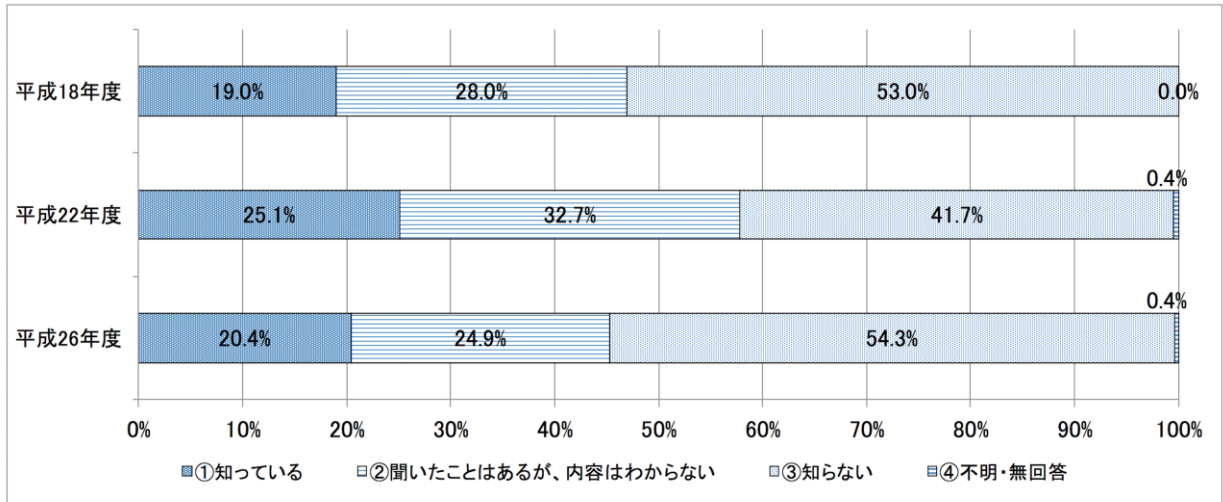
【「多文化共生」の認知度】

問1 「多文化共生」ということばをご存知でしたか。



- 「知っている」と答えた人の割合は、全体の20.4%にとどまっている。
- 「知っている」と答えた人と「聞いたことはあるが、内容はわからない」と答えた人を足した割合でも全体の45.3%と半分に満たない。

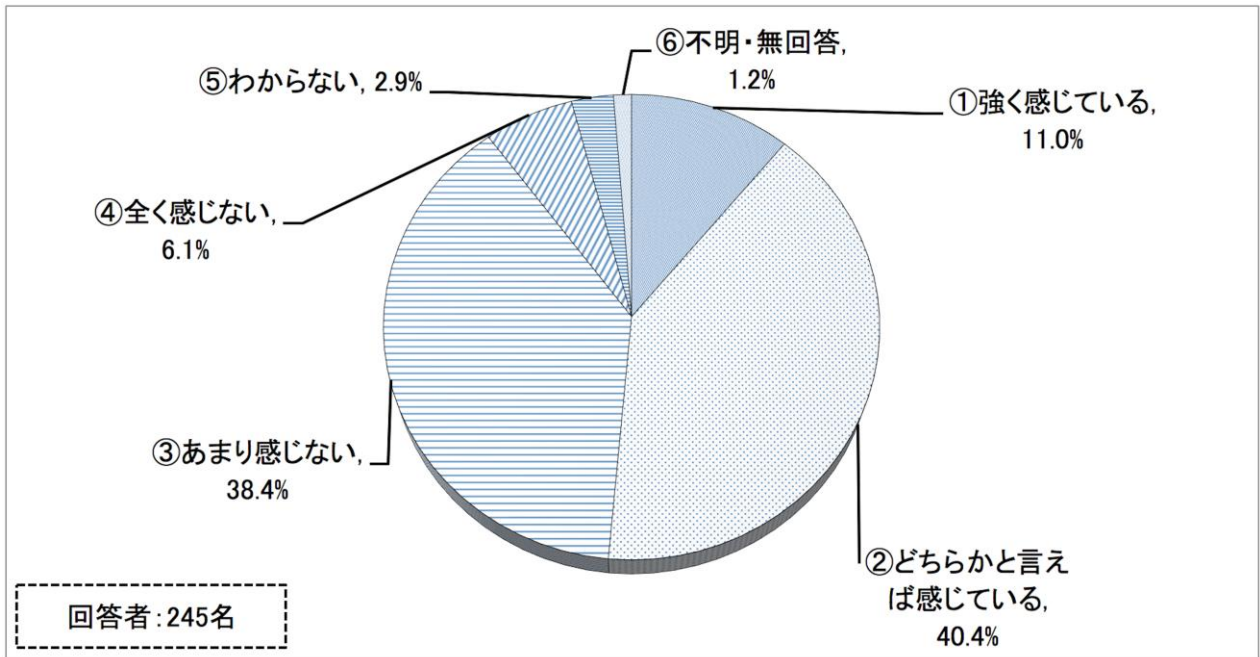
<参考：過去の調査結果との比較>

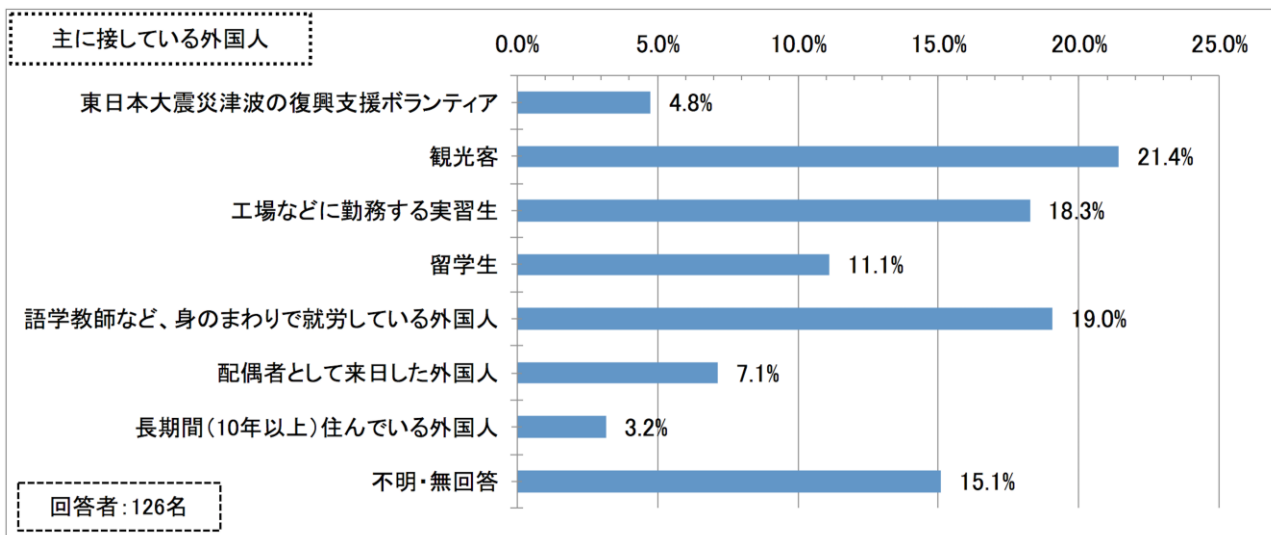


- 「知っている」と答えた人の割合は、平成 22 年度調査から 4.7%減少し、平成 18 年度調査とほぼ同じ割合に戻った。
- 「知らない」と答えた人の割合は、平成 22 年度調査から 12.6%増加し、平成 18 年度調査とほぼ同じ割合に戻った。

【外国人との接触意識】

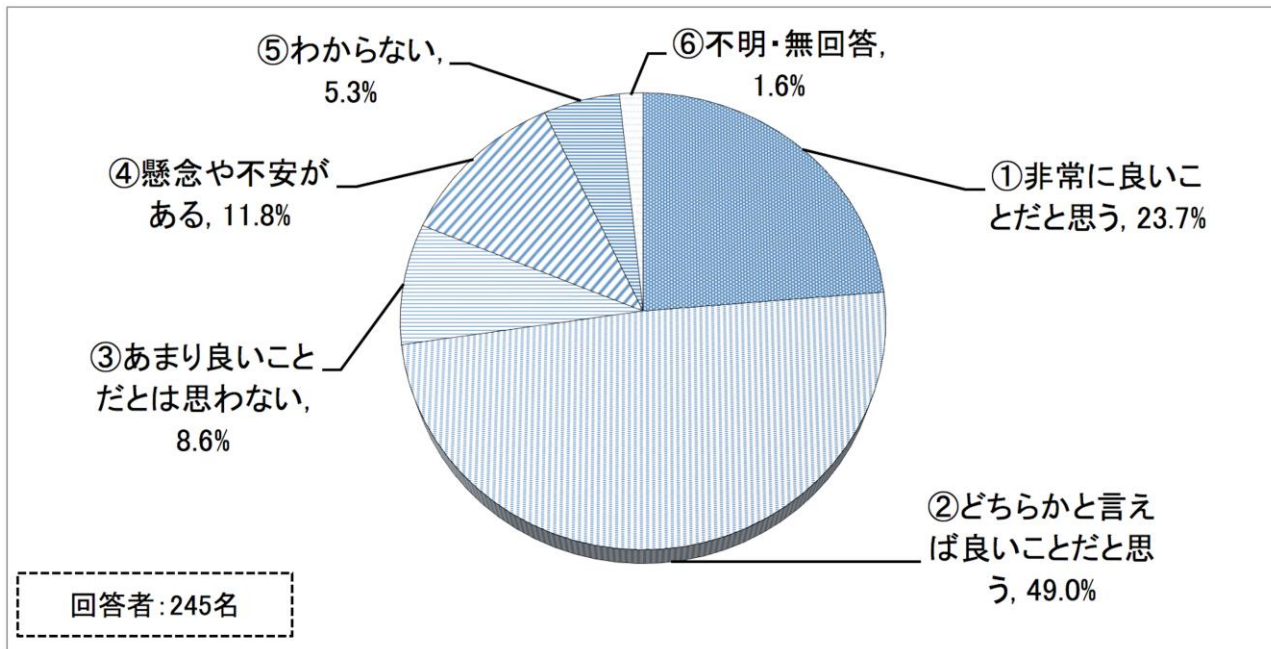
問 2 岩手県民が外国人と接する機会が増えていると感じますか。





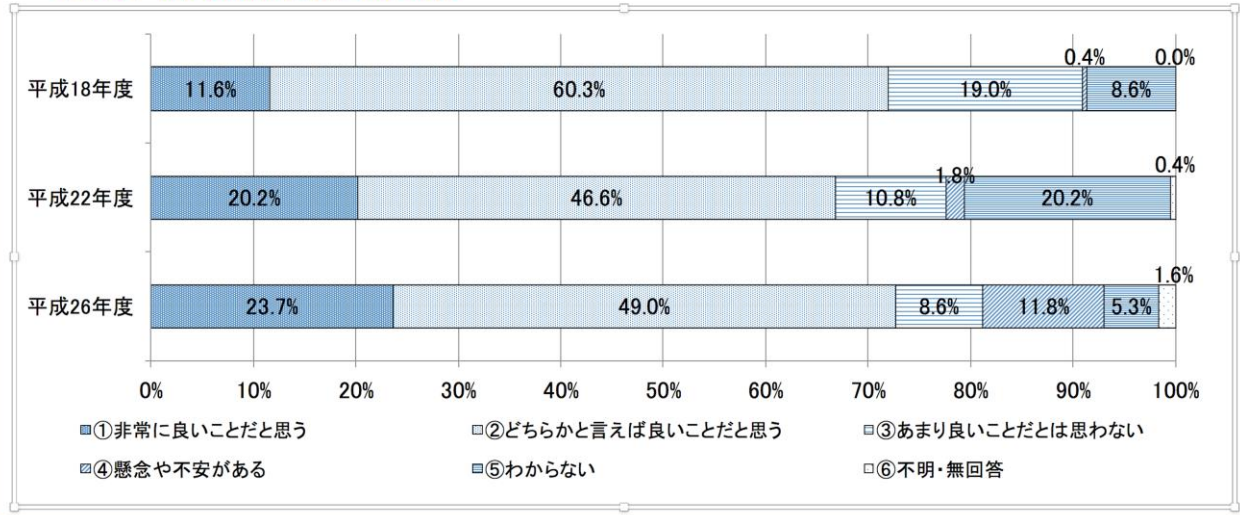
- 岩手県民が外国人と接する機会が増えていると感じている人（「強く感じている」または「どちらかと言えば感じている」と答えた人）の割合は、51.4%と過半数を超えている。
- 岩手県民が主に接する外国人として、観光客を筆頭に、次いで語学教師など身のまわりで就労している外国人、工場などに勤務する実習生の割合が高くなっている。

【外国人住民についての意識】
 問3 外国人住民が増えることについてどのように思いますか。



- 外国人住民が増えることについて好意的に答えた人（「非常に良いことだと思う」または「どちらかと言えば良いことだと思う」と答えた人）の割合は、72.7%と全体の多くを占めている。
- 外国人住民が増えることについて消極的に答えた人（「あまり良いことだとは思わない」または「懸念や不安がある」と答えた人）の割合は、20.4%にのぼっている。

<参考：過去の調査結果との比較>

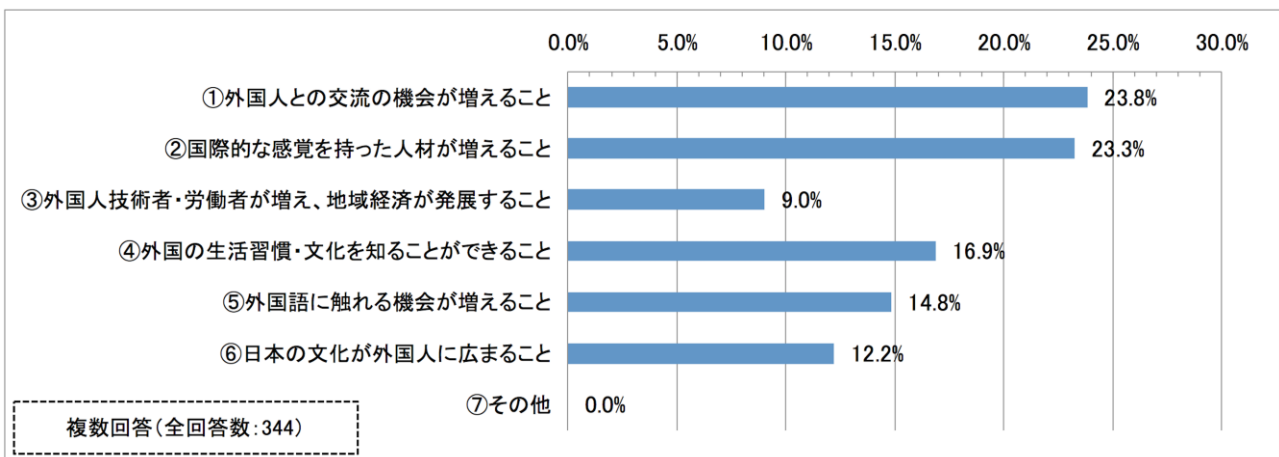


- 外国人住民が増えることについて「非常に良いことだと思う」と答えた人の割合が、調査を重ねるとに高まっており、より積極的に受けとめる傾向がみられる。
- 外国人住民が増えることについて好意的に答えた人（「非常に良いことだと思う」または「どちらかと言えば良いことだと思う」と答えた人）の割合は、推移にあまり変動がみられない。
- 消極的に答えた人（「あまり良いことだとは思わない」または「懸念や不安がある」と答えた人）の割合は、平成 22 年度調査で減少するも、平成 18 年度調査とほぼ同じ割合に戻った。

【外国人住民についての意識】

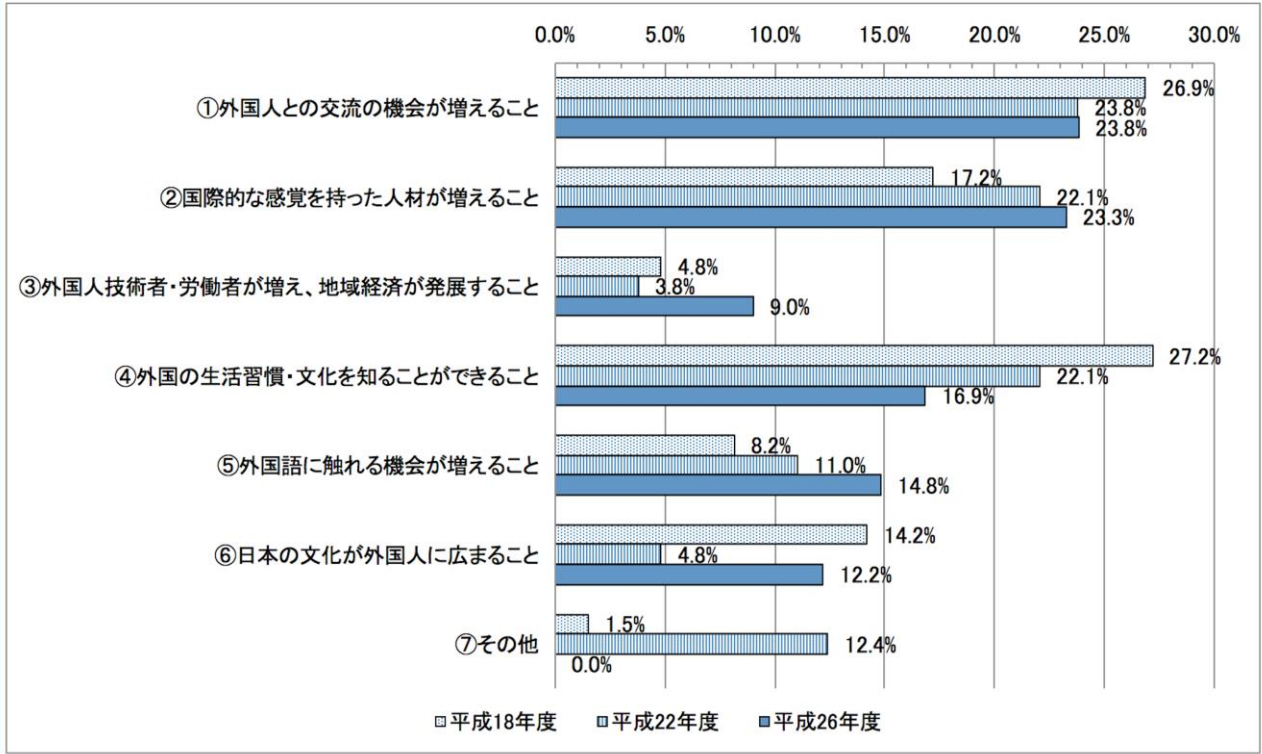
（問 3 で①非常に良いことだと思う又は②どちらかと言えば良いことだと思うと回答した方への質問）

問 3 - 2 地域に外国人が増えることで、どんなことを期待しますか。



- 地域に外国人が増えることで、外国人との交流機会や国際的な感覚を持った人材の増加が特に期待されている。

<参考：過去の調査結果との比較>

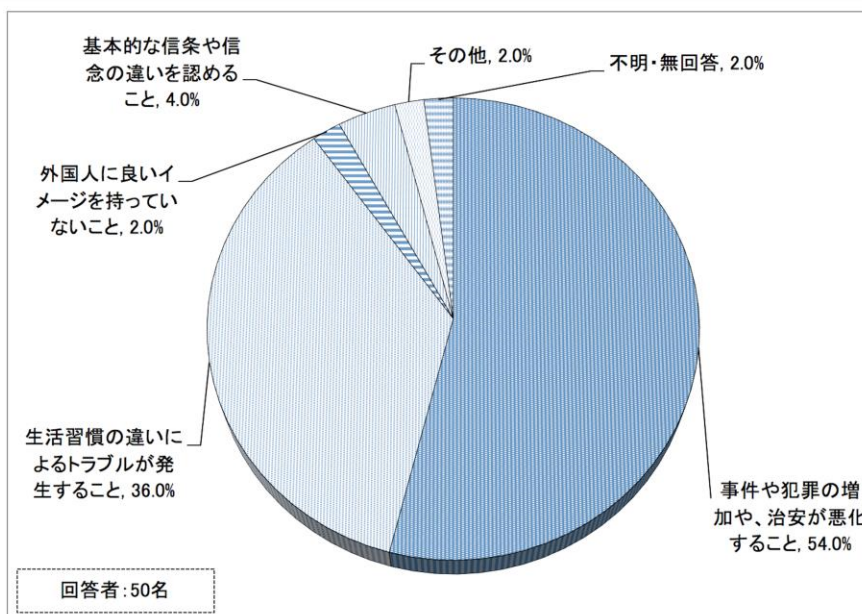


- 3回の調査のいずれにおいても、外国人との交流の機会が増加することに期待する割合が高い。
- 調査の回を追うごとに、国際的な感覚を持った人材及び外国語に触れる機会の増加に対する期待が高まっている。
- 調査の回を追うごとに、外国の生活習慣・文化を知ることへの期待する割合が低くなっている。
- 平成22年度調査に比べて、地域経済の発展や日本文化の伝播に期待する割合が高くなっている。

【外国人住民についての意識】

(問3で③あまり良いことだとは思わない又は④懸念や不安があると回答した方への質問)

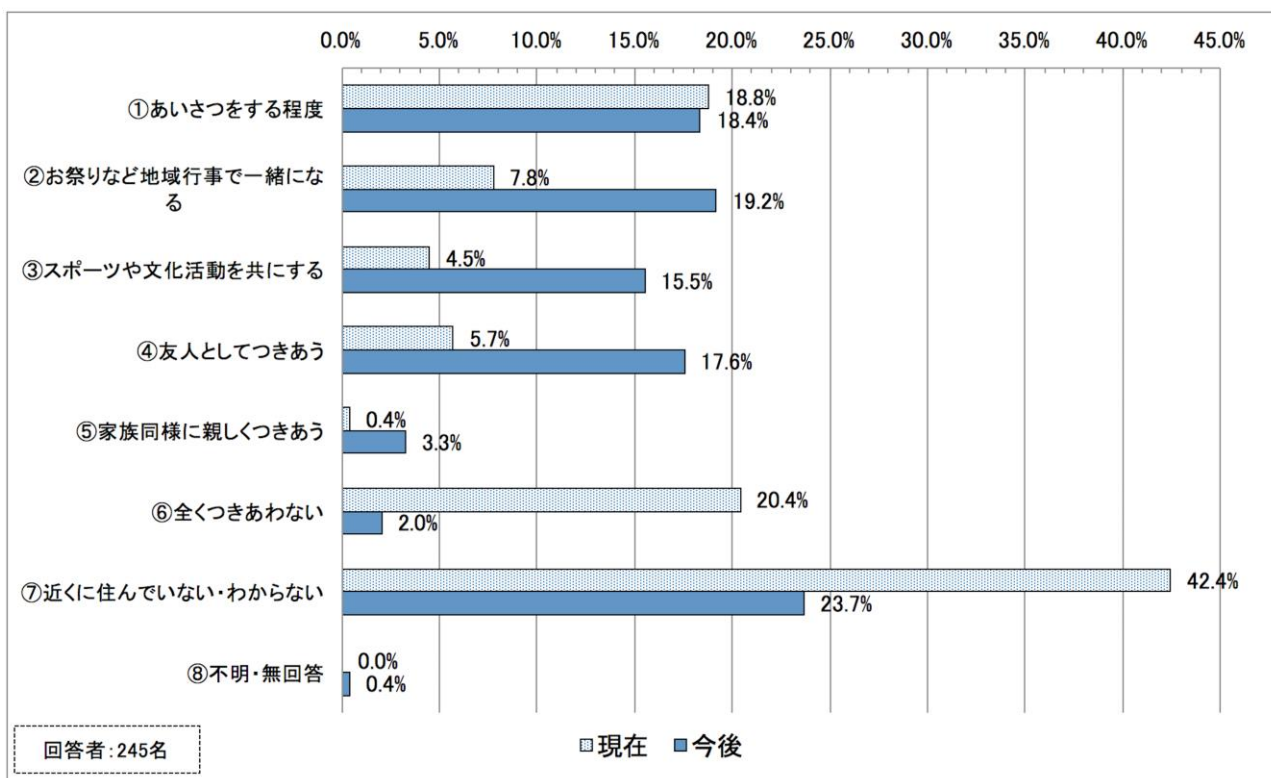
問3-3 どのようなことを懸念したり、不安に思ったりしますか。



- 外国人住民が増えることについて好意的に答えた人（「非常に良いことだと思う」または「どちらかと言えば良いことだと思う」と答えた人）の割合は、72.7%と全体の多くを占めている。
- 外国人住民が増えることについて消極的に答えた人（「あまり良いことだとは思わない」または「懸念や不安がある」と答えた人）の割合は、20.4%にのぼっている。

【外国人住民とのつきあい】

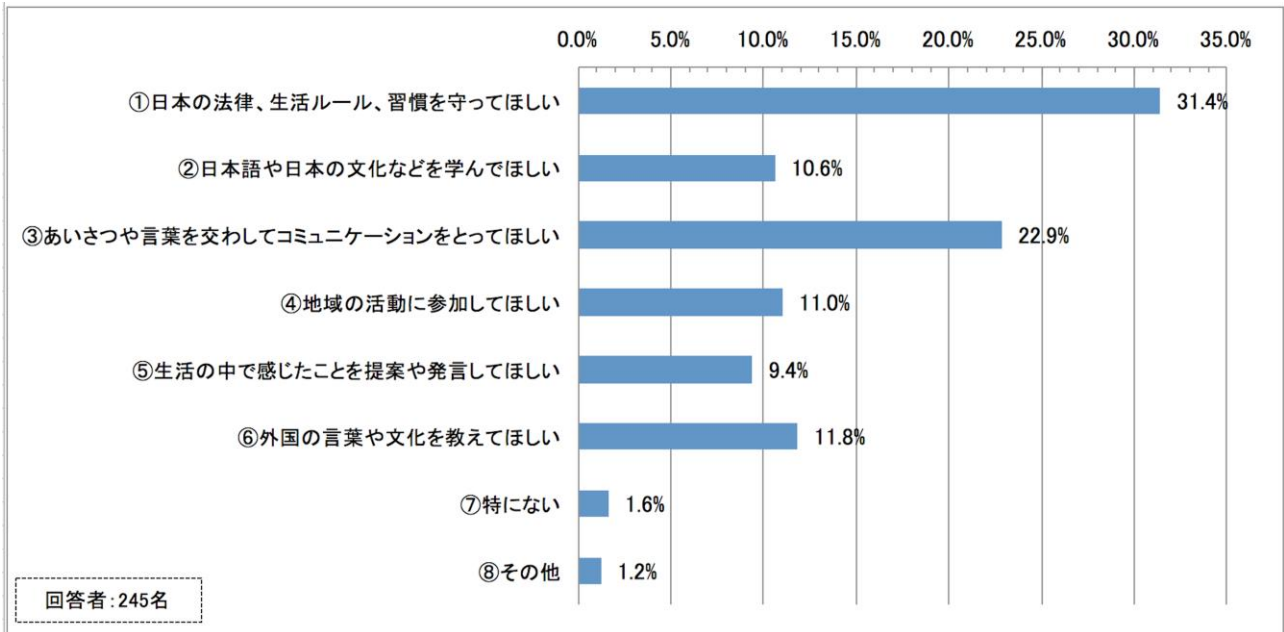
問4 あなたは現在、地域に暮らす外国人とどのようなつきあいがありますか。また、今後どのように接していきたいと思いますか。



- 現状として、「近くに住んでいない」と回答した人が最も多く、全体の42.4%を占めている。
- 今後のつきあいについて、「お祭りなど地域行事で一緒になる」「スポーツや文化活動を共にする」「友人としてつきあう」の3項目が、現在と比べて軒並み割合が高くなっているほか、「全くつきあわない」と回答した人の割合が現在と比べて大きく減少していることから、外国人との交流に対して積極的な姿勢がみてとれる。

【外国人住民に期待すること】

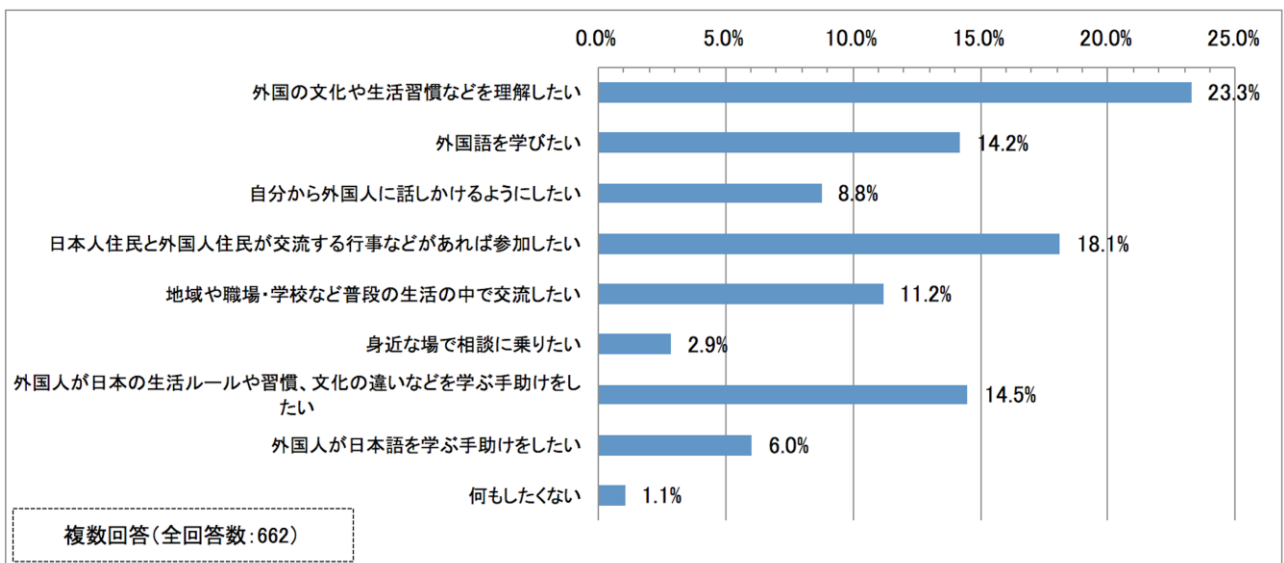
問5 外国人住民と共に暮らしやすい社会にするために、外国人住民にどのようなことを期待しますか。



○ 外国人住民に期待することとして、①日本の法律、生活ルール、習慣の順守と②あいさつ等のコミュニケーションをもつことの2点を回答する割合が高くなっている。

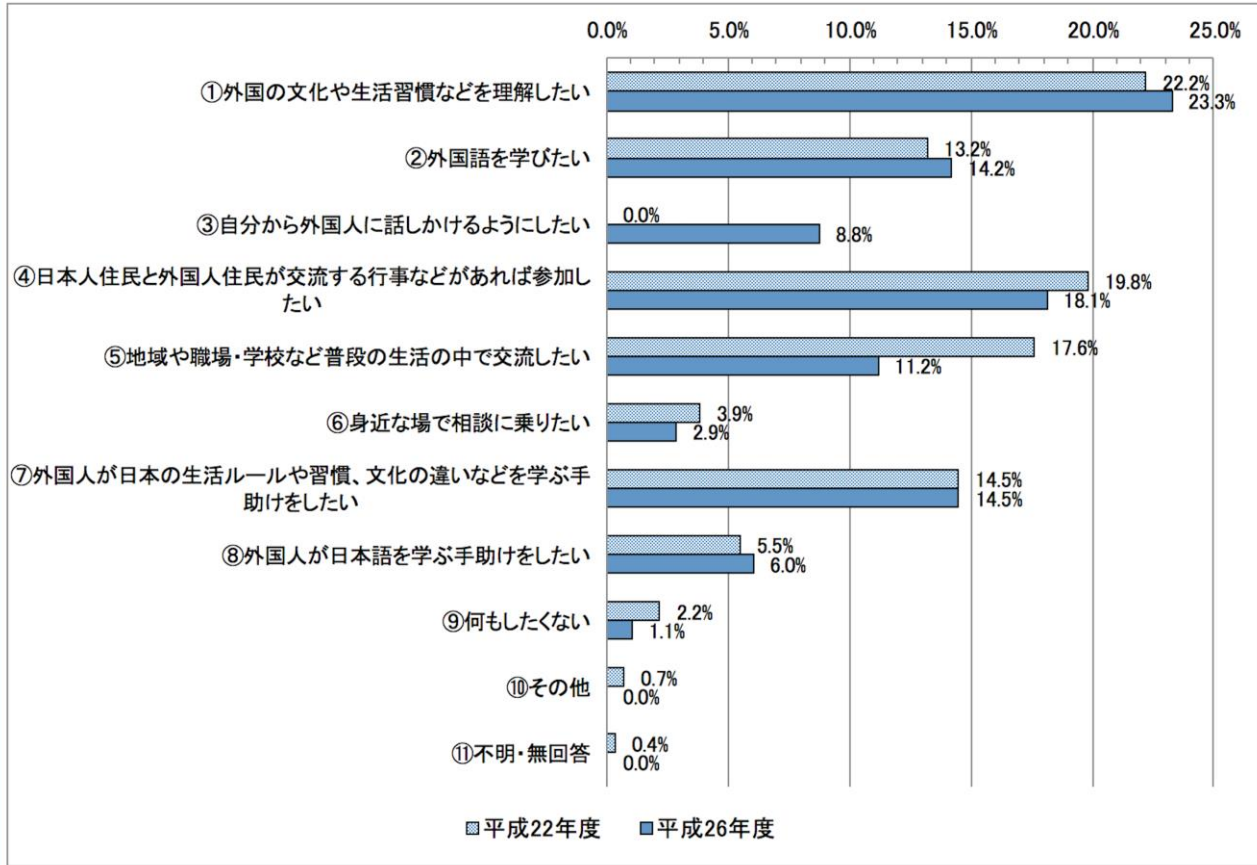
【多文化共生のためにしたいこと】

問6 外国人住民と共に暮らしやすい社会にするために、あなたはどのようなことがしたいですか。



○ ①外国の文化や生活習慣の理解及び②外国人住民との交流行事への参加への意欲を示す回答の割合が高くなっている。

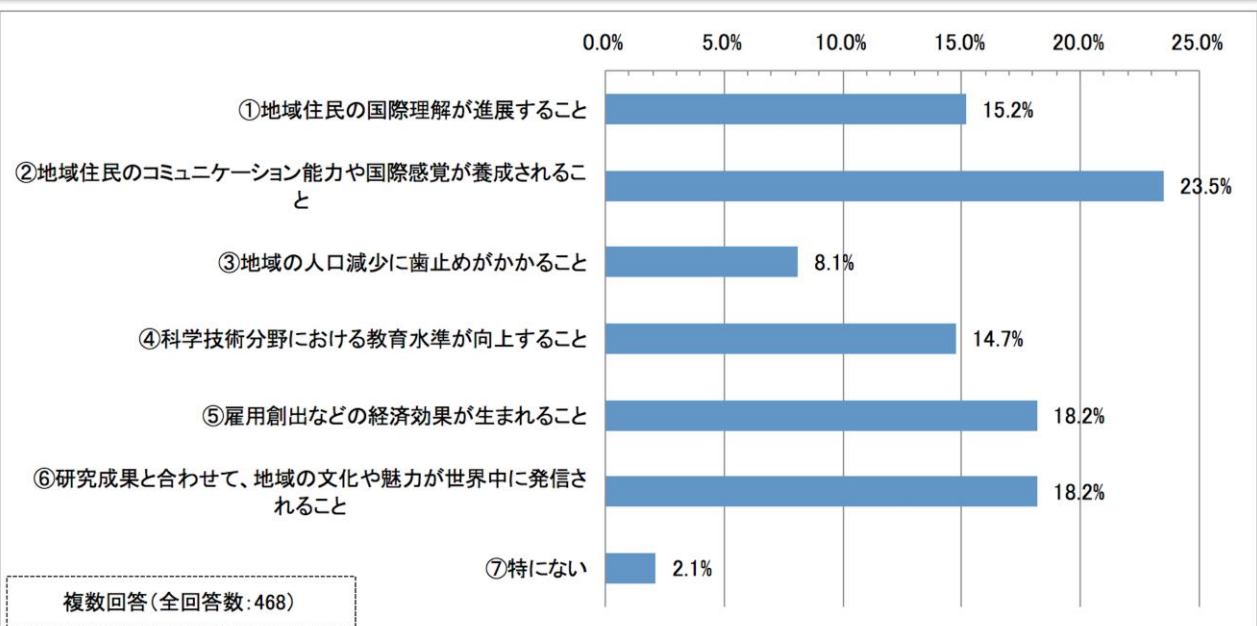
<参考：過去の調査結果との比較>



○ 平成22年度調査と比べて、回答の傾向にはあまり変化がみられない。

【ILCに期待する効果】

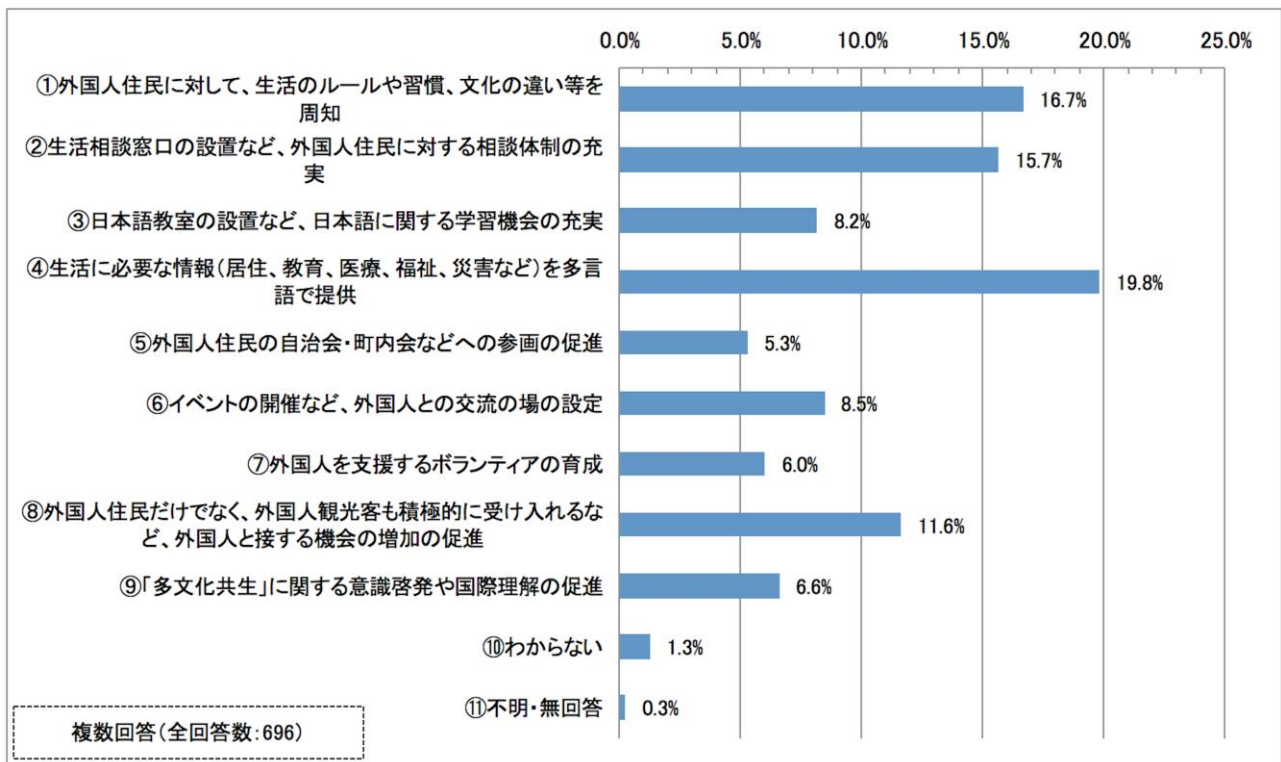
問7 ILCの実現により、世界最先端の研究を行うため、海外から大勢の優秀な研究者やその家族などが本県に移住することが予想されますが、このことについてあなたはどのような効果を期待しますか。



- ILC実現の効果として、「地域住民のコミュニケーション能力や国際感覚が養成されること」が最も期待されている。

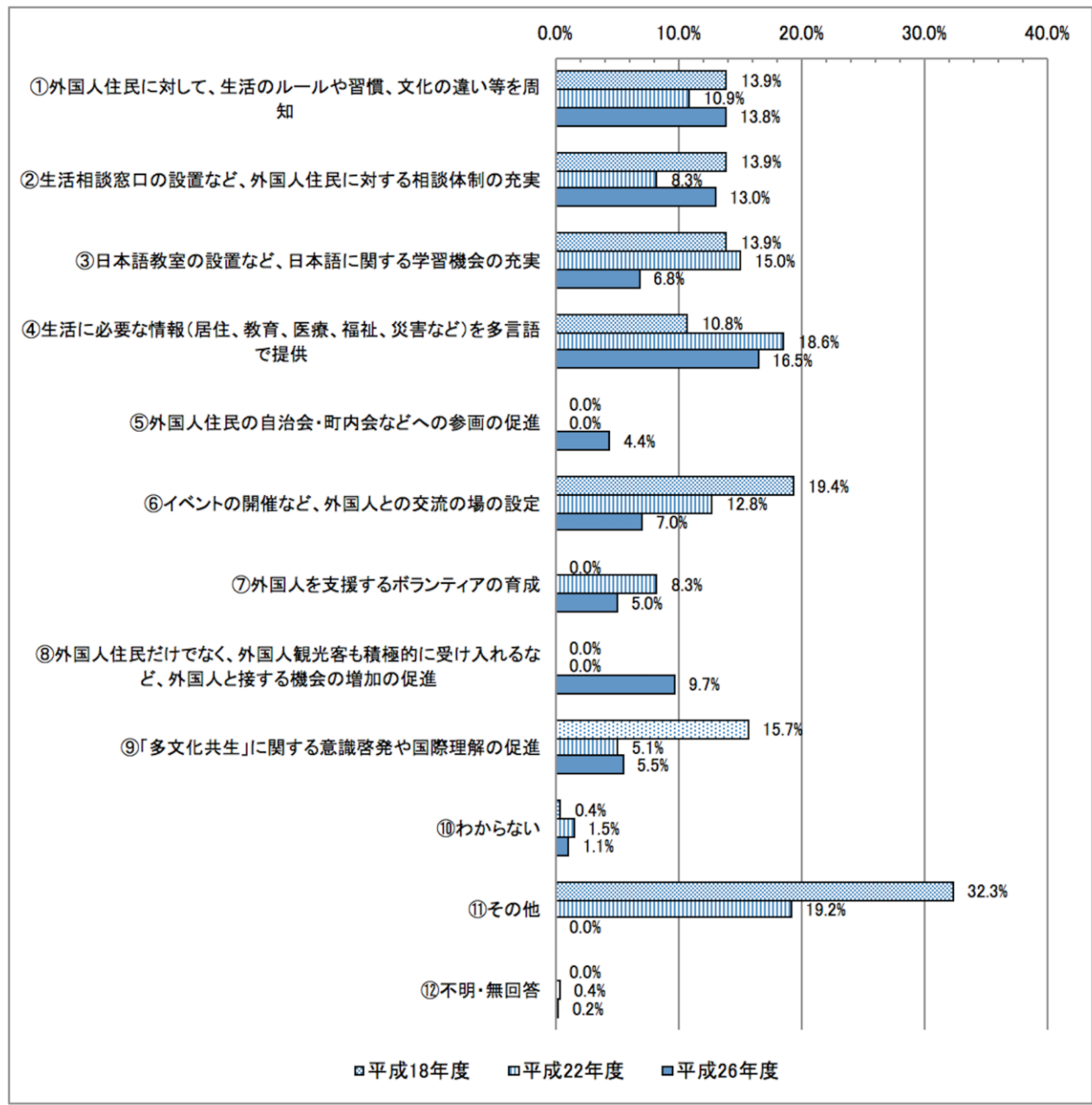
【多文化共生のために必要な取組】

問8 多文化共生社会づくりのためにどんな取組が必要だと思いますか。



- ①生活に必要な情報の多言語提供、②生活のルールや習慣、文化の違いの周知、③相談体制の充実の3点に係る取組が特に必要だと考える人の割合が高くなっている。
- 観光客を含め、外国人と接する機会や交流する場づくりについての回答も多く(※)、実際に外国人と触れ合っていくことの必要性を感じていることがわかる。
- ※ 「イベントの開催など、外国人との交流の場の設定」または「外国人住民だけでなく、外国人観光客も積極的に受け入れるなど、外国人と接する機会の増加の促進」と答えた人の割合は20.1%。

<参考：過去の調査結果との比較>



- 平成 22 年度調査に引き続き、生活に必要な情報の多言語提供の取組が必要だと考える人の割合が最も高い。
- 上記以外で、過去 2 回の調査結果と比べて、①生活のルールや習慣、文化の違いの周知、②相談体制の充実に係る取組が必要だと考える人の割合が高くなっている。
- 過去 2 回の調査結果と比べて、①「多文化共生」に関する意識啓発や国際理解の促進、②外国人を支援するボランティアの育成について回答した人の割合が低くなっている。

資料2 プラン改訂に当たっての意見募集結果

本プランの改訂に当たり、県民及び事業者並びに市町村等への周知を図るとともに、広く意見を聴き、改訂の参考とするため、パブリック・コメント等により意見の募集を行いました。

1 実施期間

平成27年1月20日（火）から平成27年2月20日（金）まで

2 実施方法及び周知実績

- (1) 行政情報センター及び行政情報サブセンター（県内外17か所）への資料配架
- (2) 県ホームページへの資料等掲載
- (3) 地域説明会の開催（県内4か所・参加者数合計40人）

No.	地域	日時（平成27年）	会場	参加者数
1	盛岡	2/2（月） 13:30～14:30	いわて県民情報交流センター 5階 会議室 501B	11人
2	県南	2/3（火） 13:30～14:30	県奥州地区合同庁舎 2階第2会議室	11人
3	県北	2/10（火） 13:30～14:30	県久慈地区合同庁舎 6階大会議室	13人
4	沿岸	2/13（金） 13:30～14:30	県釜石地区合同庁舎 3階第1会議室	5人
合計				40人

- (4) 報道機関への発表
- (5) 市町村、広域振興局、県・市町村国際交流協会、国際交流関係団体、大学など留学生受入機関、商工会議所・商工会、県・市町村観光協会などへの通知（全172通）

3 寄せられた意見の実績

岩手県多文化共生推進プランの改訂に当たって寄せられた意見の件数は次のとおりであり、その内容をプラン改訂の参考としました。

内容	意見数
1 岩手県多文化共生推進プラン改訂の背景等	10件
2 本県における多文化共生の現状と課題等	0件
3 目指す将来像（基本目標）	2件
4 多文化共生に向けての主な施策の方向等	24件
5 各主体の役割（県民が一体となった多文化共生社会の実現）	2件
その他	2件
合計	40件

岩手県多文化共生推進プラン
(改訂版)

～わかり合い、高め合い、
ともに築く共生の国いわて～

平成 22 年 2 月策定

平成 27 年 3 月改訂

岩 手 県